

令和4年度包括外部監査指摘事項等に係る対応

(防災及び危機管理に係る事務の執行について)



令和5年12月
浜 松 市

監査結果		
区分	内 容	件数
指摘	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること又は3E(経済性・効率性・有効性)の視点から、改善を求めること。	7
意見	「指摘」には当たらないが将来的に改善を検討することが望ましいもの、又は包括外部監査人としての提言を述べるもの	125

措置欄 (令和5年6月末現在)			
区分	内 容	件数	
◎	措置済	指摘事項に対して、措置を講じたもの	1
—	非措置	指摘事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど措置しないもの又は外部状況等により措置する必要がなくなったもの	0
○	対応済	意見事項に対して、対応したもの又は一部について対応をしたもの	50
—	非対応	意見事項に対して、制度の趣旨・費用等を鑑み現行が適当であるなど対応しないもの又は外部状況等により対応する必要がなくなったもの	4
空欄	措置対応中	指摘又は意見事項に対して、措置又は対応を継続しているもの又は今後行う予定のもの	77

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
第6 監査の結果（個別事項）						
1 農業用施設の耐震化①						
1	意見	ア 農業用ため池の選定過程について	34	農地整備課	○	R5
2	意見	イ ハザードマップの周知について	35	農地整備課	○	R5
2 農業用施設の耐震化②						
3	意見	ア 農業用ため池の選定過程について	36	農地整備課		
3 農業用施設の耐震化③						
4	意見	ア 目標指標の数値について	37	農地整備課		
4 農業用施設の耐震化④						
5	意見	ア 目標指標の数値について	39	農地整備課		
5 農業用施設（排水機場吐水樋門）の耐震診断・耐震補強工事						
6	意見	ア 目標指標の設定について	40	農地整備課		
6 農業用施設（排水機場）の耐震化・耐水化						
7	意見	ア 耐震化・耐水化の優先順位について	42	農地整備課		
7 グリーンレジリエンスの推進（適切な森林管理）						
8	意見	ア 「F S C森林認証」の認知度向上について	43	林業振興課	○	R5
8 グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大）						
9	指摘	ア 目標指標の設定について	45	林業振興課		
9 市有公共建築物の耐震化						
10	意見	ア 市HPによる公開について	46	公共建築課	○	R4
10 地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）						
11	意見	ア 中・高校生の防災訓練への参加状況の把握について	46	危機管理課		
11 指定避難施設内の避難場所確保						
12	意見	ア 施策の設定について	50	教育施設課		
12 家庭内の地震対策の促進（家具の固定）						
13	意見	ア リスクシナリオに対する目標指標の追加設定について	51	危機管理課		
14	意見	イ 家具転倒防止事業の周知について	52	危機管理課	○	R5
13 家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）						
15	意見	ア 施策の設定について	53	建築行政課		
14 市有公共建築物の耐震化						
16	意見	ア 消防施設の耐震化の優先度について	54	消防総務課	○	R4

No.	監査結果		監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
15 消防本部の広域化の推進							
17	意見	ア	施策の設定について	55	消防総務課		
16 消防施設・設備の整備の促進							
18	意見	ア	施策の優先順位について	57	警防課		
17 地域の消防力の確保①							
19	意見	ア	目標指標について	58	消防総務課	—	R4
18 地域の消防力の確保②							
20	意見	ア	消防訓練賠償責任保険の十分な周知について	59	消防総務課	○	R5
21	意見	イ	施策の設定について	59	消防総務課		
19 常備消防用防災資機材の整備							
22	指摘	ア	市消防職員被服貸与規則の運用について	60	消防総務課		
23	意見	イ	施策の設定について	61	消防総務課		
20 消防車両の更新							
24	意見	ア	施策の設定について	62	警防課		
21 消防団用防災資機材の整備							
25	意見	ア	施策の設定について	63	消防総務課		
22 消防団用防災資機材の整備（救命救助用）							
26	意見	ア	施策の設定について	64	消防総務課		
23 市有公共建築物の天井脱落防止							
27	意見	ア	市HPによる公開について	65	公共建築課	○	R4
24 特定建築物の耐震化の促進							
28	意見	ア	目標値の設定について	66	建築行政課		
25 緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進							
29	意見	ア	指標として使用する情報及び目標管理について	68	建築行政課		
26 緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震改修等の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）							
30	意見	ア	補助対象のブロック塀に関する権利確認について	69	建築行政課	○	R5
27 住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）							
31	意見	ア	対象家屋の棚卸について	71	建築行政課	○	R5
28 市津波避難計画策定の促進							
32	意見	ア	浜松市津波避難計画の策定にあたっての前提条件の記載について	72	危機管理課	○	R5

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
29 新たなハザードマップの整備の促進						
33	意見	ア ハザードマップの周知について	74	危機管理課	○	R5
30 津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災組織）						
34	意見	ア 津波避難訓練実施率の向上及び実効的な訓練の実施について	75	危機管理課	○	R5
31 津波避難施設空白地域の解消						
35	意見	ア 目標指標の算定に関する前提の明記について	76	危機管理課	○	R5
32 地区レベルの津波避難計画作成の促進						
36	意見	ア 津波避難計画のフォローアップについて	77	危機管理課	○	R5
33 津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備						
37	意見	ア 市HPによる公開について	79	河川課 農地整備課		
34 洪水ハザードマップの作成						
38	意見	ア 洪水ハザードマップの周知について	80	危機管理課	○	R5
35 水位情報の伝達						
39	意見	ア タイムライン（時系列の行動計画）を見直す基準の策定について	81	危機管理課	○	R5
36 幹線水路の耐震化対策						
40	意見	ア 対策不要の内容開示について	83	農地整備課 河川課		
37 排水機場施設の耐震化・耐水化						
41	意見	ア 排水機場施設の耐震化・耐水化のための、対象ポンプ場の選定について	84	下水道工事課 河川課	○	R4
38 河川の整備率（延長）						
42	意見	ア 市HPによる公開及び目標指標の数値目標について	85	河川課		
39 土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備						
43	意見	ア 土砂警戒区域内のハザードマップの周知について	86	危機管理課	○	R5
40 市有公共建築物の耐震性能の表示						
44	指摘	ア 市強靱化計画から削除すべき施策について	87	危機管理課		
45	指摘	イ 議事録等意思決定記録の不存在について	88	危機管理課		
41 災害時における避難行動の理解の促進						
46	意見	ア 市民への防災教育活動について	89	危機管理課	○	R5
42 災害対策本部の業務円滑化						
47	意見	ア 防災情報システムの最適化について	90	危機管理課		
43 同報無線のデジタル化推進						
48	意見	ア 戸別受信機貸与制度の周知徹底について	91	危機管理課	○	R5

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
44 緊急情報伝達手段の強化推進						
49	意見	ア	利用者が重複する緊急情報伝達手段の一元化の検討について	92	危機管理課	— R5
45 災害情報提供体制の強化						
50	意見	ア	緊急情報放送に関する協定書の見直しについて	93	危機管理課	○ R5
46 市民の自助・共助力の強化						
51	意見	ア	出前講座の内容について	95	危機管理課	○ R5
47 地域防災訓練の充実・強化（自主防災組織）						
52	意見	ア	自主防災隊資機材等整備費補助金の事務手続について	96	危機管理課	
53	意見	ア	中山間地における自主防災組織について	97	危機管理課	○ R5
48 市民の自助・共助力の強化（防災学習センターの活用）						
54	意見	ア	浜松市防災学習センターの利用件数について	98	危機管理課	○ R5
55	意見	ア	起震装置・起震車の設置について	100	危機管理課	
49 市民の緊急物資備蓄の促進（食料）						
56	意見	ア	食料備蓄に関する市民への啓発について	101	危機管理課	○ R5
57	意見	イ	食料備蓄品の廃棄処分について	101	危機管理課	○ R4
50 市民の緊急物資備蓄の促進（水）						
58	意見	ア	飲料水備蓄に関する市民への啓発について	103	危機管理課 上下水道総務課	○ R5
51 事業所の緊急物資備蓄の促進						
59	指摘	ア	目標指標に対する実績の把握について	104	危機管理課	
52 配水池の耐震化						
60	指摘	ア	目標施策の管理について	105	天竜上下水道課	
53 地震対策調査						
61	意見	ア	目標値の設定について	105	天竜上下水道課	
54 上水道基幹管路の耐震化						
62	意見	ア	施策の優先順位について	106	水道工事課	○ R4
55 効果的なライフライン情報の収集・提供の確立						
63	指摘	ア	ライフライン情報収集手段の早期確立について	107	危機管理課	◎ R4
56 下水道施設における津波対策の強化						
64	意見	ア	施策の優先順位について	109	下水道工事課	○ R4
57 下水道施設の耐震化①						
65	意見	ア	施策の優先順位について	110	下水道工事課 下水道施設課	○ R4

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
58 下水道施設の耐震化②						
66	意見	ア 施策の優先順位について	111	下水道工事課	○	R4
59 避難所運営支援体制の充実・強化						
67	意見	ア 地域防災連携連絡会の開催時期について	112	危機管理課	○	R5
60 避難所における防災倉庫の整備						
68	意見	ア 防災倉庫更新計画の作成について	114	危機管理課		
61 避難所における防災資機材の整備						
69	意見	ア 防災資機材の種類及び数量の見直しについて	115	危機管理課	○	R4
70	意見	ア 防災倉庫点検業務マニュアルの作成について	115	危機管理課	○	R4
62 ボランティアコーディネーターの確保						
71	意見	ア 施策実施主体の整理について	116	危機管理課		
63 災害ボランティアの連携強化						
72	意見	ア 施策実施主体の整理について	117	危機管理課		
64 電線共同溝の整備の促進						
73	意見	ア 目標指標の適切性について	118	道路企画課		
65 電線共同溝の整備の促進（市街地開発事業）						
74	意見	ア 無電柱化の実現に向けた再開発事業の推進について	120	市街地整備課	—	R4
66 市管理橋梁（緊急輸送路橋梁）の耐震補強						
75	意見	ア 橋梁耐震事業の優先順位付けについて	122	道路保全課		
67 河川改修に伴う橋梁架け替え						
76	意見	ア 国土強靱化地域計画で他の実施主体との連携の記載方法について	124	道路保全課		
68 市管理JR東海道本線等跨線橋の耐震化の促進						
77	意見	ア 目標指標の適切性について	126	道路保全課	○	R5
69 緊急避難場所の整備の促進（都市公園）						
78	意見	ア 施策内容及び目標指標の設定について	127	公園課	—	R5
70 火災予防思想普及啓発						
79	意見	ア 目標指標の設定について	128	予防課		
80	意見	イ ノベルティの配布について	129	予防課	○	R5
71 道路防災対策の実施						
81	意見	ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について	130	道路保全課		

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
72 大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施						
82	意見	ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について	131	道路保全課		
73 都市計画道路の整備（市街地）						
83	意見	ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について	132	道路企画課		
84	意見	イ 目標指標について	134	道路企画課		
74 緊急輸送路の整備（脆弱区間の迂回路を含む）						
85	意見	ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について	135	道路企画課		
86	意見	イ 目標指標について	135	道路企画課		
75 IC等と緊急輸送路を連絡する道路の整備						
87	意見	ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について	136	道路企画課		
88	意見	イ 目標指標について	136	道路企画課		
76 高塚川流域浸水対策アクションプラン						
89	意見	ア 進捗状況の開示について	137	河川課	○	R5
77 道路施設（法定5施設）の老朽化対策						
90	意見	ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について	138	道路保全課		
78 道路施設（法定5施設を除くその他の施設）の老朽化対策						
91	意見	ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について	140	道路保全課		
79 再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進						
92	意見	ア リスク・シナリオと施策内容の関連性について	140	カーボンニュートラル推進事業本部		
80 避難行動要支援者の支援充実						
93	意見	ア 施策内容について	142	障害保健福祉課		
94	意見	イ 目標指標について	142	障害保健福祉課		
81 社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの整備						
95	意見	ア マニュアル内容の確認について	143	障害保健福祉課、高齢者福祉課、介護保険課		
82 避難行動要支援者の避難訓練の充実・促進						
96	意見	ア 施策内容について	144	障害保健福祉課		
83 避難行動要支援者の支援充実①						
97	意見	ア 目標指標について	145	介護保険課		
98	意見	イ 名簿登録の網羅性について	146	介護保険課	○	R5

No.	監査結果	監査項目		報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
99	意見	ウ	名簿の正確性について	146	介護保険課	○	R5
100	意見	エ	国土強靱化計画上の当施策の担当課について	147	介護保険課		
84 避難行動要支援者の支援充実②							
101	意見	ア	目標指標について	148	障害保健福祉課		
102	意見	イ	名簿登録の網羅性について	149	障害保健福祉課	○	R5
103	意見	ウ	名簿の正確性について	149	障害保健福祉課	○	R5
104	意見	エ	国土強靱化計画上の当施策の担当課について	150	障害保健福祉課		
85 避難行動要支援者の支援充実③							
105	意見	ア	目標指標について	151	高齢者福祉課		
106	意見	イ	名簿登録の網羅性について	152	高齢者福祉課	○	R5
107	意見	ウ	名簿の正確性について	152	高齢者福祉課	○	R5
108	意見	エ	国土強靱化計画上の当施策の担当課について	153	高齢者福祉課		
86 避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）							
109	意見	ア	当事者と福祉専門職、地域住民とをつなぐ役割との連携	154	危機管理課	○	R5
87 障がいのある人に対する災害時等情報伝達の強化							
110	意見	ア	施策内容について	155	障害保健福祉課		
111	意見	イ	目標指標について	155	障害保健福祉課		
88 災害時医療救護体制の整備（医療救護本部の通信体制の整備）							
112	意見	ア	応急救護所に備え付けのスマートフォンの管理について	156	健康医療課	○	R4
113	意見	イ	複数システムを包括した形での訓練の実施について	157	健康医療課	○	R5
89 災害時医療救護体制の整備（医療資機材の整備）							
114	意見	ア	循環備蓄の導入検討について	158	健康医療課		
115	意見	イ	医療資機材の輸送方法確保について	159	健康医療課		
90 災害時医療救護体制の整備（医療機関との通信体制の整備）							
116	意見	ア	安否確認システムへの登録の網羅性について	160	健康医療課	○	R5
117	意見	イ	医療関係者の安否確認システム回答率について	160	健康医療課		
118	意見	ウ	目標指標の設定について	161	健康医療課		

No.	監査結果	監査項目	報告書の頁	主管課	区分	措置等決定年度
91 地域防災訓練の充実・強化（他団体との連携訓練）						
119	意見	ア 目標指標の設定根拠について	162	健康医療課		
92 社会福祉施設における停電時（非常用発電機）の対応強化						
120	意見	ア 対象とする施設の範囲について	163	障害保健福祉課、高齢者福祉課、介護保険課		
121	意見	イ 発電機性能の十分性の確認について	163	障害保健福祉課、高齢者福祉課、介護保険課		
93 市所有の主要文化財の耐震化、落下物対策の推進						
122	意見	ア 施策内容及び目標指標の設定について	164	文化財課		
123	意見	イ 耐震化工事の優先順位付けについて	165	文化財課		
94 公共建築物長寿命化事業						
124	意見	ア 市HPによる公開について	166	公共建築課		
95 公共建築物保全事業（施設点検報告書の提出）						
125	意見	ア 施設点検報告書の作成支援について	168	公共建築課		
96 公共建築物保全事業（保全研修会の開催）						
126	意見	ア 目標指標の設定について	170	公共建築課		
97 公共建築物保全事業（たてもの保全通信の発行）						
127	意見	ア 目標指標の設定について	171	公共建築課		
98 災害時外国人支援体制の構築						
128	意見	ア 目標指標の設定方法について	172	国際課		
99 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）						
129	意見	ア 市全体における防災・危機管理等の女性人材の育成、登用について	174	危機管理課	○	R5
100 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織への啓発）						
130	意見	ア 防災講座に参加した自主防災組織の把握について	176	危機管理課、UD男女共同参画課	○	R4
101 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座への講師派遣）						
131	意見	ア 目標指標の設定について	177	UD男女共同参画課、危機管理課		
102 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（防災講座の開催）						
132	意見	ア 目標指標の設定について	178	UD男女共同参画課、危機管理課		

No.1

監査内容

報告書の頁 34

意見	<p>ア 農業用ため池の選定過程について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「農業用ため池（10箇所）の耐震調査とハザードマップの作成」が掲げられ、令和4年度までに進捗率100%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する農業用ため池は33箇所あり、そのうち10箇所について耐震調査とハザードマップの作成を実施することを目的としている。</p> <p>農業用ため池の選定方法を確認したところ、農業用ため池が壊れた場合の影響度を鑑み、10箇所に選定したとのことであった。</p> <p>予算に限りがある中、農業用ため池が壊れた場合の影響度を基に、対象となる農業用ため池を選定する方法は理解でき、やむを得ないものである。一方、市HPでは、農業用ため池の選定方法の説明がなく、なぜ、農業用ため池10箇所のみハザードマップが載っているか（他のため池が載っていない）、市民には理解しづらい状況である。そのため、例えば、ハザードマップを載せている市HPに、農業用ため池の選定過程を追記するなどして、市民の理解を容易に促進することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	市民の理解を促進させるため、令和5年度に、市HPへハザードマップを作成した農業用ため池の選定過程を掲載します。	○	令和5年度

No.2

監査内容

報告書の頁 35

意見	<p>イ ハザードマップの周知について</p> <p>市HPに農業用ため池10箇所のハザードマップが公開されており、誰でも容易に確認できる状況になっている。また、担当課は、当ため池がある地元自治会に対し、定期的にハザードマップを周知している。</p> <p>しかし、現状、当ハザードマップのアクセス数は把握できず、市民アンケート等でハザードマップの認知度を確認することが難しい（ため池がない地域がある）ため、市民の中には、ハザードマップの存在を知らない方や、そもそもネットを使わない方が一定数存在する。今後も、特に、本10箇所のため池がある地域に対し、ハザードマップの存在や内容等につき、定期的アナウンスしていくことが重要である。また、調査対象外となっているため池についても、想定される潜在的なリスクについて、ハザードマップを通じ、市民に周知しておくことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	令和5年度から対象となる自治会に対しては、耐震対策事業説明会などの際に市HPへのハザードマップの掲載について周知し、啓発活動を継続的に行うこととしました。	○	令和5年度

No.3

監査内容

報告書の頁 36

意見	<p>ア 農業用ため池の選定過程について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「農業用ため池（6箇所）の耐震化」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、市が管理する農業用ため池は37箇所あり、その内、10箇所について耐震調査とハザードマップの作成を実施し、県営ため池群を除く6箇所について耐震化を実施している。</p> <p>市としては、今後も残り27箇所の農業用ため池を、順次、耐震調査やハザードマップの作成、必要に応じて耐震化する予定であり、予算の都合上、一度に全てを実施できないことから、前回と同様、耐震化の対象とするため池を選定することになると考えられる。残りのため池は比較的貯留量が少ないもので構成されることから、前回と同じ選定方法にするか否かも含め、事前に、耐震化の優先順位につき、理由も含めて決めておくことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	<p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、貯水量10,000m³以上・防災受益7ha以上かつ灌漑受益2ha以上の農業用ため池10箇所を選定して実施した背景から、被災時の影響規模、重要施設の有無、施設の品質状況を総合的に判断し、存置の必要性を含め、今後の計画順位を定めてまいります。</p>		措置対応中

No.4

監査内容

報告書の頁 37

意見	<p>ア 目標指標の数値について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「排水機場吐水樋門の耐震診断（14箇所→18箇所）」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、浜松市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震診断を実施することを目的としている。</p> <p>排水機場吐水樋門の選定方法を確認したところ、津波による被害を想定して、18箇所を選定したとのことであった。また、その後、静岡県及び湖西市のそれぞれで市が選定していた排水機場吐水樋門の耐震診断を実施したため、市としては5箇所を実施すれば足りることになったとのことである。</p> <p>しかしながら、市HP上では、目標指標が18箇所のままであるため、5箇所に変更することが望ましい。また、当計画は策定時点における目標数値であり、その都度、数値を変更していくことが実務上の負担になる場合は、数値を当初のままとし進捗管理することも考えられる。その場合は、当施策の結果につき、5箇所の進捗率を開示するだけでなく、18箇所から5箇所となった経緯も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	<p>市強靱化計画修正の際に、市HP上の目標指数の記載を18箇所から5箇所に変更するとともに、変更した場合には、目標指数の減少経緯を掲載していきます。</p>		措置対応中

No.5

監査内容

報告書の頁 39

意見	<p>ア 目標指標の数値について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「排水機場吐水樋門の耐震化（14箇所→18箇所）」が掲げられており、令和4年度までに進捗率100%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震化を実施することを目的としている。</p> <p>排水機場吐水樋門の選定方法を確認したところ、津波による被害を想定して、18箇所に選定したとのことであった。また、その後、静岡県及び湖西市のそれぞれで浜松市が選定していた排水機場吐水樋門の耐震化を実施したため、市としては5箇所を実施すれば足りることになったとのことである。</p> <p>しかしながら、市HP上では、目標指標が18箇所のままであるため、5箇所に変更することが望ましい。また、当計画は策定時点における目標数値であり、その都度、数値を変更していくことが実務上の負担になる場合は、数値を当初のままとして進捗管理することも考えられる。その場合は、当施策の結果につき、5箇所の進捗率を開示するだけでなく、18箇所から5箇所となった経緯も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	市強靱化計画修正の際に、市HP上の目標指数の記載を18箇所から5箇所に変更するとともに、変更した場合には、目標指数の減少経緯を掲載していきます。		措置対応中

No.6

監査内容

報告書の頁 40

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「耐震化率（全18箇所）」が掲げられており、令和3年度までに進捗率100%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、市が管理する排水機場吐水樋門は33箇所あり、その内、18箇所について耐震診断・耐震補強工事を実施することを目的としている。</p> <p>当目標指標は、報告書No. 3「農業用施設の耐震化③」と報告書No. 4「農業用施設の耐震化④」の施策による結果によるものであり、目標指標が重複している。</p> <p>報告書No. 3や報告書No. 4と同じような目標指標（耐震調査と耐震化）が報告書No. 1「農業用施設の耐震化」と報告書No. 2「農業用施設の耐震化」にもあるが、そちらには報告書No. 5のような集約した目標指標がないことから、報告書No. 5の目標指標は冗長的な設定である。もし、報告書No. 5が報告書No. 3や報告書No. 4を集約した目標指標ではなく別の意図がある場合は、それがわかるような目標指標にすることが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	目標指標がNo. 3「農業用施設の耐震化③」、No. 4「農業用施設の耐震化④」と重複しているため、市強靱化計画から外すことを検討します。		措置対応中

No.7

監査内容

意見	<p>ア 耐震化・耐水化の優先順位について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、農業用施設の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして排水機場の「耐震化・耐水化率（全7箇所）」が掲げられており、令和6年度までに進捗率50%を目指している。</p> <p>具体的には、市強靱化計画の策定時、市が管理する排水機場は33箇所あり、7箇所について耐震化・耐水化を実施することを目的としている。</p> <p>排水機場の選定方法を確認したところ、市が管理する排水機場の耐震化・耐水化は、静岡県予算を基に実施していることから、静岡県が浜松市による意見を踏まえて決定しており、浜松市として静岡県の具体的な選定方法は不明とのことであった。</p> <p>市が管理する排水機場のうち、古いものから優先して耐震化・耐水化をしていくことにつき違和感はなく、予算は限られていることから、小規模かつ稼働が少ない排水機場を、対象から外すことはやむを得ないであろう。</p> <p>しかし、小山川排水機場については、旧耐震基準時代に造成された施設であり、造成されてから49年が経過していることから、耐震化・耐水化の対象に含めることが望ましい。また、市としては、今後も同様に、残り26箇所の排水機場を順次耐震化・耐水化する予定であり、どの排水機場を対象とするかの最終決定権は静岡県にあるとしても、前回と同じ選定方法にするか否かも含め、事前に、耐震化・耐水化の優先順位につき、理由も含めて決めておくことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課	静岡県計画との調整を行い、総合的な耐震化・耐水化の順位付けと、優先した理由についても市民の理解を得ることが出来るよう進めてまいります。		措置対応中

No.8

監査内容

意見	<p>ア 「F S C森林認証」の認知度向上について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるため、グリーンレジリエンスの推進の施策を実施している。目標指標の1つとして「F S C森林認証面積の拡大」が掲げられており、令和6年度までに同面積を51,000haに拡大することを目指している。</p> <p>市のF S C森林認証面積は市町村別でみると日本第1位となっているが、「F S C森林認証」に関する市民アンケートの結果については、認知度は上昇傾向にあるが、名称や名前も知らない人が50%を超える状況にある。</p> <p>「F S C森林認証」に関する市民の認知度が低い状況下では、適切な森林管理を通じて「F S C森林認証」を取得していくことが、大規模な土砂災害による死傷者の発生に対する備えになることを、市民が理解し難い。「浜松市地震・津波アクションプログラム」や市HP内では、「F S C森林認証」の内容を知っている前提で記載されているように見えるため、「F S C森林認証」に関する市民の認知度が低い間は、両者の関連性をもう少し丁寧に説明することが望ましい。</p> <p>また、「F S C森林認証」の維持拡大には、納税者でもあり消費者でもある市民の理解や協力が必要不可欠であり、今後も継続して認知度向上を図って頂きたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
林業振興課	<p>今後、「浜松市地震・津波アクションプログラム」や市HP内において、「F S C森林認証」の内容やF S Cと土砂災害等との関連性について丁寧に説明してまいります。</p> <p>また、F S C森林認証の認知度向上を目指し、認証面積の拡大等を行う「森林認証推進事業」や、市民等にF S CのPRを行う「森林環境教育推進事業」を実施していきます。</p>	○	令和5年度

No.9

監査内容

指摘	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるため、グリーンレジリエンスの推進の施策を実施している。目標指標の1つとして「年間天竜材生産量」が掲げられており、令和6年度までに生産量を181,000m³に拡大することを目指している。</p> <p>「年間天竜材生産量」の拡大が、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることにどのように繋がるか確認したところ、以下のとおりであった。</p> <p>天竜美林の多面的機能の維持・拡大と林業・木材産業の成長産業化に向け、FSC森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と、天竜材を活用した新事業創出や天竜材の流通量及び販路を拡大することで、SDGsや脱炭素社会の実現に資することを目的とした施策を実施している。施策の実現において、FSC森林認証面積の増加と年間天竜材生産量の増加は両輪であり、この2つを「浜松市地震・津波アクションプログラム」の目標指標としている。</p> <p>しかし、「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることが主目的であることから、年間天竜材生産量の拡大は直接的な目標指標ではない。ここで、天竜材の生産に資するために計画的に間伐を実施しており、間伐による森林整備は土砂崩壊の防止機能があることから、例えば、目標指標を年間間伐実施面積に変えるべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
林業振興課	<p>今年度の市強靱化計画の改定に合わせて、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるための指標として、間伐による森林整備が土砂崩壊の防止機能があることから、目標指標を「年間天竜材生産量」から「年間間伐実施面積」に変更することを検討します。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 市HPによる公開について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、市有公共建築物の耐震化の施策を実施している。目標指標の1つとして「市が所有する公共施設の耐震化」が掲げられており、令和4年度までに保育園6棟の耐震化を目指している。</p> <p>令和4年8月時点において、保育園6棟の大規模改修工事は完了しており、目標指標は達成済みであるが、これとは別に、耐震化されていないランク3の建築物はまだ残っている。これらの建築物について耐震化に向けた取組み状況を確認したところ、「市が所有する公共施設の耐震化」は100%達成できていないものの、重要な部分は達成済と考えられる。</p> <p>対象建築物や市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストの内容は、市HPに開示されており、建築物を利用する市民等に対して情報開示もできている。しかし、開示されている内容は令和3年3月時点であり、情報が古くなっている。例えば、対象建築物には未診断1件が残っているが、現時点で既に解体済みのため、0件が最新の情報となる。</p> <p>また、「ランク3」の建築物については、個別に耐震化に向けた取組みが行われているところであるが、市HP上にその旨の説明がないため、ランク3の建築物が理由もなく未対応のまま残っているように見えてしまう。</p> <p>そのため、市HPに挙げる情報については、定期的に内容を更新するとともに、建築物を利用する市民等が理解しやすいように必要に応じて補足の説明も追記することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	<p>「公共建築物の耐震性能に係るリスト」を、令和4年3月時点に更新しました。</p> <p>また同リストへ、ランクⅢの建物については「施設の統廃合や建物の解体、建替えを含め、耐震化に向けて検討している」旨の補足説明を追記しました。</p> <p>今後も、定期的に最新の情報に更新してまいります。</p>	○	令和4年度

No.11

監査内容

意見	<p>ア 中・高校生の防災訓練への参加状況の把握について</p> <p>市強靱化計画【別紙】脆弱性評価結果 1－5 の【評価結果】によれば、自主防災組織における防災訓練の実施率が高いが、その訓練への中・高校生の参加率が低い。この点について、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図るためにも、中・高校生の地域防災訓練への参加を促進する必要があるとしている。</p> <p>ここでいう中・高校生の参加率とは、目標指標の算定方法から自主防災組織のうち、1人でも中・高校生が防災訓練に参加した自主防災組織の割合である。中・高校生の防災訓練への参加人数による割合としていない理由は、中・高校生の防災訓練への参加人数による割合を目標指標として定め検証する場合、算定に必要となる中・高校生全体の数を把握し、結果を集計することが困難なためである。</p> <p>ただ、中・高校生に防災訓練に参加してもらうことが根本の目標であるとするれば、実際にどの程度の中・高校生が防災訓練に参加したのか情報収集を行い、検証を行っていくことは必要と考えられる。</p> <p>この場合、自治会により数値を集計してもらうことは、地域にどれだけの対象の中・高校生が居住しているか、自治会が把握している必要があり、現実的でないことから、自治会に証明をしてもらい学校に提出している訓練参加報告書などを集計したものを県が集計していれば、県より入手して検討することが効果的であると思われる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	静岡県教育委員会及び浜松市教育委員会に対し、訓練参加報告書等の集計結果について、情報提供が可能か確認するとともに、次回の市強靱化計画の更新時に、指標の変更を検討する際の参考とします。		措置対応中

No.12

監査内容

報告書の頁 50

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態に備えるため、指定避難施設内の避難場所確保の施策を実施している。目標指標の1つとして「避難所に指定されている学校施設で既に設置済みのガラス飛散防止フィルム貼付の更新」が掲げられており、毎年、設置率100%を維持することを目指している。</p> <p>施策の進捗状況を確認したところ、当フィルムの耐用年数は10年以上であるため、平成29年度の貼付後間もない直近年度において、更新費用は生じなかったとのことである。また、当フィルムの耐用年数を踏まえると、今後しばらくは、更新費用が生じる可能性は低いとのことであった。</p> <p>限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものを重点化しながら進める必要がある。現状、当フィルムの更新費用が生じづらい状況を踏まえると、市強靱化計画から削除することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
教育施設課	<p>令和5年度末に実施する市強靱化計画の改訂に合わせ、項目から削除することを検討します。</p> <p>今後、学校施設を整備していく中で、避難所の運営や安全確保に資する事項が生じた場合は、当計画に搭載してまいります。</p>		措置対応中

No.13

監査内容

報告書の頁 51

意見	<p>ア リスクシナリオに対する目標指標の追加設定について</p> <p>市強靱化計画の目標指標は、「家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合」であり、市民アンケートの数値を用いて測定しており、リスクシナリオに対する目標としては適切である。一方、市は、家具の固定を促進するため、お年寄りから身体が不自由な方を対象として、対象世帯から申請を受け、転倒防止の器具取り付け業者を市から派遣する「家具転倒防止事業」を実施している。</p> <p>家具転倒防止事業は、一定の実施件数はあるものの、件数の目標が設定されていないことから、家具転倒防止事業のPDCAサイクルが実施されていない。また、家具転倒防止事業の実施件数が増加すれば、「家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合」も増加する。</p> <p>市強靱化計画の作成方針によるが、国土強靱化地域計画のガイドラインにあるように、長期的には100%、短期的には90%と短期と長期の両方で目標指標を定めることも、1つの目標指標ではなく複数の目標指標とすることも意味があるため、家具転倒防止事業の目標件数を設定したうえで、市強靱化計画の目標指標として追加することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>高齢者への普及率、事業実績を踏まえて令和5年度までに目標値を設定するとともに、定期的な見直しを行ってまいります。</p>		措置対応中

No.14

監査内容

意見	<p>イ 家具転倒防止事業の周知について</p> <p>家具転倒防止事業の過去4年間の予算に対する決算額の推移によると、全体の対象世帯数がわからないものの、予算の達成割合及び実施世帯の数からみて制度の周知が十分になされているとは考えづらい。</p> <p>現在でも、周知方法として、ラジオのスポット・タイムによる告知を行ったり、出前講座での周知なども行っているが、認知度が不十分である理由として、施策の対象者が限定されていることも原因があると考えられる。</p> <p>市は要支援者の個別計画作成を行っている民生委員と協力し、要支援者に対して周知しているようであるが、これ以外にも、要支援者に対して直接チラシを送付するなど、家具転倒防止事業を周知する方法を検討することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>申請件数の増加に向けて、令和5年度において、地域の防災委員・民生委員や老人会に対し、説明会を開催しました。</p> <p>また、事業の対象世帯と関わることが多い介護保険サービス提供事業者に対して介護保険課が行っている説明会の中で、家具転倒防止事業について資料を配布し、紹介予定です。</p> <p>今後も、福祉部局と連携し、自治会会議などでのチラシの配付や説明会の開催など、制度の周知機会を増やしていきます。</p>	○	令和5年度

No.15

監査内容

報告書の頁 53

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>「家庭内の地震対策の促進（耐震シェルターの設置）」の施策について、40件との目標設定がなされている。これは、平成24年度から平成29年度までの実績20件に基づき、平成30年度から平成34年度まで20件程度のシェルターの補助件数の増加が見込まれるという観点から設定されたものである。この件数は、施策No.39にて管理されている「住宅総数に占める有耐震性住宅数の数」に比べると極めて小さい数値となっており、当該施策が独立して及ぼす効果としては非常に限定的なものと言える。加えて、当該施策については、住宅の耐震化の促進に関する施策の補助的な立ち位置として実施されるものであり、なんらかの事情で住宅の耐震化ができない、もしくは望まない者に対して耐震補強や建て替え等の抜本的な施策に代えて補助的に実施される性質のものである。当該施策については、独立の施策目標として管理すべき施策であるかどうか今一度精査を行い、住宅の耐震化に関する補助施策と一体管理を行うことで、住民の安心安全を守るという施策の本旨に即するものになると考えられる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
建築行政課	耐震シェルターの設置については、住宅の耐震化と併せて施策の本旨に即した目標の設定を検討します。		措置対応中

No.16

監査内容

報告書の頁 54

意見	<p>ア 消防施設の耐震化の優先度について</p> <p>現在、消防施設1棟の耐震化が完了していない。</p> <p>本施策は、火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防庁舎の耐震化を図るものである。消防施設は、あらゆるリスクシナリオに関連する核となる部分であり、災害発生時に消防施設自体が倒壊し、機能不全に陥るようなことが、万が一にもあってはならない。</p> <p>耐震化が完了していない消防施設については、移転新築の計画があり、令和4年度に建築設計業務委託を実施する等、令和7年度の建設完了に向け整備が進んでいる状況であるものの、本施策の優先度は極めて高いものであるべきであり、現在進捗中ということ自体が問題である。明日、大規模自然災害が発生した場合にも、消防施設が倒壊することがないように、一刻も早く消防施設の耐震化を実施することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>消防施設の耐震化については、非常に優先度の高い事業と認識しています。</p> <p>そこで、耐震化未対応庁舎の移転建替えについて、事業計画を再点検し、現在の令和7年度完成のスケジュールが最短であることを確認しました。</p> <p>令和4年度に建設設計業務委託が完了するなど、事業は計画的に進んでいますが、今後も、事業に遅延が出ることはないよう進捗管理し、建設事業を進めてまいります。</p>	○	令和4年度

No.17

監査内容

報告書の頁 55

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>消防本部の広域化の推進については、「静岡県消防救急広域化推進計画」において、浜松市消防局と湖西市消防本部の統合による広域化の検討を行うべきという方向性が示されていることを受けて、本目標を市強靱化計画の推進施策として採用している。この方向性については、「静岡県消防救急広域化推進計画」が最後に改定された平成31年4月時点においても保持されている。しかしながら、市としては平成23年7月に西遠地域消防救急広域化協議会を発足し協議を進めたが合意には至らず、平成24年6月以降、協議は行っていないとのことである。</p> <p>市強靱化計画は市が推進する地域を災害から守り、住民の安心安全を実現するために、推進すべき施策の進捗管理を行うものである。</p> <p>相互の機関において推進しないという意思決定がなされた場合には、計画からできるだけ速やかに削除するとともに、当該施策によって実現しようとしていた課題について、他の施策において十分なカバーが可能か、また別の施策を取り入れる必要があるのか等の検討を適時適切に行うことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>消防広域化の推進については、湖西市との合意には至らず現在協議が行われておりません。しかし、今後の社会情勢変化による消防需要に対応するため、定期的に意思確認を図ることを両者合意しており、現時点においては協議再開の必要性はないとの結論に至っております。</p> <p>以上を踏まえ、当該施策を市国土強靱化計画から一旦削除することを検討します。</p>		措置対応中

No.18

監査内容

報告書の頁 57

意見	<p>ア 施策の優先順位について</p> <p>本施策は、耐震性貯水槽及び防火井戸の新設により、震災時における消防隊、消防団及び自主防災隊の消火活動の水源を確保し、災害時の即応体制の充実を図るものである。</p> <p>耐震性貯水槽及び防火井戸が十分に整備されていない場合には、大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大の恐れがある。そのため、リスクシナリオ1-1及び7-1である地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生という起きてはならない最悪の事態を回避し、最悪の事態に至らないようにするためには極めて重要なインフラを整備するものである。</p> <p>したがって、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、目標値の設定を見直し、優先的に整備を推進することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
警防課	<p>令和6年度中に次期消防水利整備計画を策定するべく、令和5年度に（一財）地方自治研究機構との共同調査研究を行い、現行計画の再評価及び新たな目標値の設定手法の検討を進めていきます。</p> <p>上記の検討結果を踏まえ、目標値の設定見直し等を図ってまいります。</p>		措置対応中

No.19

監査内容

報告書の頁 58

意見	<p>ア 目標指標について</p> <p>現在は、本施策の目標として「消防団員の充足率」を設定している。</p> <p>平成 25 年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、住民一人一人、自主防災組織、消防団等による防災活動並びに地方公共団体等が行う防災活動の、適切な役割分担及び相互の連携協力により、地域における総合的な防災の体制及びその能力の確保が改めて求められている。これにより自主防災組織の法的な位置付けも明確なものとなり、消防団は自主防災組織への教育訓練において、より指導的な役割を担うことが想定され、地域の消防力は、消防団だけで賄われているものではない。</p> <p>したがって、本施策に対する目標指標は、「消防団員の充足率」に加えて、「自主防災組織」も含めて文字どおり「地域の消防力を確保できているか否か」、すなわち、大規模災害発生時のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするための地域の消防力を確保できているか否かを測定できるような指標を設定することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>当該計画に掲載している「消防団員の充足率」については、大規模災害時のリスクシナリオを回避するために必要な指標であると考えます。</p> <p>ただし、地域の消防力は、意見のとおり、消防団員の充足率だけでなく、自主防災組織の活動も含め消防力が確保できているか否かで評価できると考えており、自主防災組織に関する施策に関しては、別途進捗を管理しているため、それぞれの施策に基づき地域の消防力の確保を推進してまいります。</p>	—	令和 4 年度

No.20

監査内容

報告書の頁 59

意見	<p>ア 消防訓練賠償責任保険の十分な周知について</p> <p>消防訓練賠償責任保険制度は、本来、市町村等の一時的な財政負担を軽減させるという趣旨によるものである。防火防災訓練に参加した一般参加者に対して万一の際に十分な補償を提供するとともに、消防訓練の主催者にとっても、防火防災訓練の開催に伴うリスクの低減になるものである。本制度の運用については現在、保険事故（けが等）が発生した際に被害を受けた者に対して保険適用の案内を行う運用となっているが、十分な制度周知ができていないと言えない。そのため、防火防災訓練の主催者（自治会など）が任意に重複してイベント開催に関する賠償責任保険等に参加し、主催者が知らずに余分な費用負担をしてしまう可能性がある。そのような可能性を排除するために、本制度の内容について、防火防災訓練を主催する団体に周知する仕組みを構築することが望ましい。なお、消防が防火防災訓練を主催する場合には、当該保険の加入と補償内容について訓練参加者へ周知すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>消防機関が指導等で参加する防火防災訓練においては、訓練の事前調整の際に、訓練参加団体に対し消防訓練賠償責任保険について説明を行うこととしました。</p> <p>令和 5 年度においては、消防職員に対し、消防訓練賠償責任保険の補償内容及び訓練参加者への説明実施について通知し、周知を図りました。</p>	○	令和 5 年度

No.21

監査内容

報告書の頁 59

意見	<p>イ 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画において、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。</p> <p>しかし、本施策は、市の防災訓練における事故に対しての賠償の財政負担のため、消防訓練賠償責任保険に加入するものであり、市の財政負担の観点から実施するものである。</p> <p>したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>市強靱化計画が掲げるリスクシナリオを回避するための施策として、「地域防災訓練の充実・強化」が既に掲げられています。</p> <p>よって、今回の意見を踏まえ、市強靱化計画に掲げている目標指標「防災訓練参加者の消防訓練賠償責任保険加入率」については、削除することを検討します。</p>		措置対応中

No.22

監査内容

報告書の頁 60

指摘	<p>ア 市消防職員被服貸与規則の運用について</p> <p>市消防職員の被服及び一部の消耗品については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」及び「浜松市消防職員被服等貸与要綱」に基づき、貸与が行われている。</p> <p>貸与品の返納については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」第10条に定められており、その場合については、「浜松市消防職員被服等貸与要綱」第10条に基づき、被服等返納報告書を提出することとなっている。「浜松市消防職員被服等貸与規則」には廃棄に関する規定が存在しないため、廃棄する場合には一度返納を受けたうえで、消防局にて廃棄を行うという整理になると思料されるが、廃棄される貸与品については、被服等返納報告書が作成されておらず、要綱に沿った処理となっていない。廃棄に関する規定の整備、事務フローを見直すことによって実態と規則及び要綱の整備状況を整合させる必要がある。また、貸与品は市有財産であるため、貸与残高の管理のための規定の整備や運用も行うことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>市有財産である被服等は適正に管理するため、被服等の廃棄に関する規定の整備や、事務フローの見直しについて検討します。</p>		措置対応中

No.23

監査内容

報告書の頁 61

意見	<p>イ 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画において、本施策は、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。</p> <p>しかし、本施策は、災害活動上の安全の確保等のため、職員に被服を貸与するものであり、法規に基づき当然に実施されるものである。</p> <p>市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>市強靱化計画に掲げている目標指標「常備消防用防災資機材の整備率（市消防職員被服貸与規則ほかに基づく）」については、削除することを検討します。</p> <p>本施策に替わる、より必要な施策の設定については、本年度実施される「津波・地震対策アクションプログラム」の策定に合わせ、追記内容を検討します。</p>		措置対応中

No.24

監査内容

報告書の頁 62

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画において、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。</p> <p>しかし、本施策は、消防車両の老朽化等に対応するため、更新計画により消防車両の更新を適切に行うことで、消防力を確保するものである。本施策は、更新計画に基づき当然に実施されるものである。</p> <p>したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
警防課	<p>リスクシナリオを回避する施策として、大規模災害時の全国的な応援制度である緊急消防援助隊等の効率的な応援受入れ体制の確立に必要な施策の設定を検討します。</p> <p>なお、消防車両の更新においては、省力化に資する資機材及び従来より少量の水で消火できる車両の導入を引き続き進めてまいります。</p>		措置対応中

No.25

監査内容

報告書の頁 63

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画において、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。</p> <p>しかし、本施策は、災害活動上の安全の確保等のために、市消防団員被服等貸与規則、市消防団充実強化計画、市消防団に関する規則に基づき当然に実施されるものである。</p> <p>したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>市強靱化計画に掲げている目標指標「消防団用防災資機材の整備率（市消防団員被服等貸与規則、市消防団充実強化計画、市消防団に関する規則に基づく）」については、削除することを検討します。</p> <p>本施策に替わる、より必要な施策の設定については、本年度実施される「津波・地震対策アクションプログラム」の策定に合わせ、追記内容を検討します。</p>		措置対応中

No.26

監査内容

報告書の頁 64

意見	<p>ア 施策の設定について</p> <p>市強靱化計画において、「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」及び「7-1 市街地での大規模火災の発生」等のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として設定されている。</p> <p>しかし、本施策は、災害活動の向上及び機能強化を図るために、浜松市消防団資機材整備事業による救助・救急用資機材の充実強化に基づき当然に実施されるものである。</p> <p>したがって、市強靱化計画が掲げる、リスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策として本施策を設定していることは適切とはいえない。本施策に代わる、より必要な施策を設定することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
消防総務課	<p>市強靱化計画に掲げている目標指標「消防団用防災資機材の整備率（浜松市消防団資機材整備事業による救助・救急用資機材の充実強化に基づく）」については、削除することを検討します。</p> <p>本施策に替わる、より必要な施策の設定については、本年度実施される「津波・地震対策アクションプログラム」の策定に合わせ、追記内容を検討します。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 市HPによる公開について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、市有公共建築物の天井脱落防止の施策を実施している。ここで、当施策の目標指標の1つとして「市有公共建築物の天井脱落防止」が掲げられており、令和4年度までに特定天井の天井落下防止対策工事（以下、「天井工事」という。）実施率76%を目指している。</p> <p>特定天井を有する市有公共建築物は、協働センター24件、その他市有施設31件の合計55件あり、その内の76%に当たる42件について、令和4年度までに天井工事を実施することを目標としている。</p> <p>天井工事が未了の市有施設13件については、改修年次計画等に基づき、令和5年度以降も順次実施予定だが、天井工事は法的な是正義務はなく改修期限がないことから、施設運営への影響を考慮し、できるだけ大規模改修などとあわせて効率的に天井工事を実施していくとのことである。</p> <p>予算の都合上、できるだけ効率的に工事を実施することは望ましい姿であるが、一方で、天井工事が未了の市有施設が暫く残ることになることから、施設を利用する市民等に対して、その旨を開示することが望ましい。</p> <p>天井工事が未了の市有施設は、耐震ランクが2以上であり、市として最低限の耐震性を有するものと判断しており、市HPで開示している「浜松市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト」にもその旨が載っているが、例えば、天井工事が未了である事実も同リストの備考欄に載せるなど、施設を利用する市民等に対して併せて開示した方が望ましい。</p> <p>また、天井工事が未了の市有施設には、指定管理期間との調整や他の工事とまとめて実施するのが効率的な施設が含まれ、工事の実施時期を決めることが難しいことから、当目標指標を次の「浜松市地震・津波アクションプログラム」に継続して載せていく場合は、できるだけ精緻な数値目標となるよう、今後も、関係各所と調整を継続的に実施することが必要と考える。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	<p>「公共建築物の耐震性能に係るリスト」に、特定天井の説明等を記載するとともに、特定天井を有する施設については、備考欄へその旨を追記しました。</p> <p>また、特定天井の工事が未了の施設については、引続き施設関係者と調整し、工事の実施時期を決めてまいります。</p>	○	令和4年度

No.28

監査内容

報告書の頁 66

意見	<p>ア 目標値の設定について</p> <p>「浜松市耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模地震発生時の死者数及び経済被害額をできる限り減少させることを目的とし、令和7年度末までに市内の住宅と多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を95%まで向上させる目標を定めている。</p> <p>耐震改修促進法の目的及びリスクシナリオ「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」を回避し最悪の事態に至らないようにするという観点から、市強靱化計画としての施策の目標値は、浜松市耐震改修促進計画の目標で定められた95%ではなく、あくまでも100%を目標値として定めることが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
建築行政課	特定建築物の耐震化については、国や県の計画との整合を図りつつ、目標値の見直しを検討します。		措置対応中

No.29

監査内容

報告書の頁 68

意見	<p>ア 指標として使用する情報及び目標管理について</p> <p>緊急輸送路等沿いの落下物対策の促進の施策については、緊急輸送路沿いにおいてみられた落下物対策が必要な個所について、その対策の進捗を管理しているものである。緊急輸送路沿いは、幹線道路沿いということもあり、建物の建設も多く、一定期間ごとに危険個所の確認及び再検証を行ったうえで、災害時に緊急輸送路が寸断されることによる物資運搬の途絶や医療体制の麻痺がおこらないようにするのが本旨であるところ、当該施策においては、平成7年及び平成8年に実施された調査における危険個所が解消されたかどうかのモニタリングにとどまっており、20年以上前のデータを使用していることから緊急輸送路における落下物の危険が真に除去されつつあるのかということ判断することが難しい状態となっている。本施策においては、限定された路線であることもあり、数年おきに実態把握に努めるべきである。また、浜松市及び静岡県においては、令和元年度から緊急輸送路における対策としては、落下物ではなく、「建物倒壊による道路閉塞」に重点的に取り組んでいるところではあるものの、市強靱化計画への反映がなされておらず、本来進捗管理を行うべき施策についての管理がなされていない。真に緊急輸送路の安全確保においてどの施策が必要か精査し、適切な目標管理を行う必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
建築行政課	今後は、緊急輸送路の安全確保において真に必要な施策である避難路沿道建築物の耐震化について、適切な目標を設定し、管理するよう検討します。		措置対応中

No.30

監査内容

報告書の頁 69

意見	<p>ア 補助対象のブロック塀に関する権利確認について</p> <p>緊急輸送路沿い及び通学路沿い等の危険なブロック塀について、ブロック塀等撤去改善事業として、その撤去費及び新設費について、一部が補助金の対象となっている。本事業は、私人が主体としてブロック塀の撤去・新設をする事業であることから、補助申請者は正当な権原を有していなければならない。しかし、現在までトラブルはないとのことではあるものの、補助申請者が権原を有していない場合であっても、ブロック塀の撤去に関わる費用を負担する意思があれば、他人のブロック塀を取壊しても、他人の土地にフェンスを新設しても、補助対象となってしまう状態である。ブロック塀そのものの所有権については、当該ブロック塀設置時点まで遡って所有者や管理者を確認する必要があるため困難であるものの、土地や家屋の所有者との関係を確認したり、一定の所有の事実を疎明する書類等の提出を求めたりすることにより、補助申請者が補助対象のブロック塀に関する正当な権原を有していることを確認する必要がある。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
建築行政課	令和5年4月に補助金交付要綱を改正し、申請書にブロック塀の所有者欄を設け、補助申請者がブロック塀に関する正当な権原を有しているか確認することとしました。	○	令和5年度

No.31

監査内容

報告書の頁 71

意見	<p>ア 対象家屋の棚卸について</p> <p>住宅の耐震化の促進（住宅・建築物安全ストック形成事業）における指標としては、住宅総数に占める有耐震性住宅数により目標管理を行っており、旧耐震基準の家屋については、耐震改修に関する補助金の案内ダイレクトメール送付を行っている。しかし、ダイレクトメールの発送及び目標の進捗管理に使用しているリストについては、平成22年度ごろに整理した資料を使用しており、当該リストから補助金を支給した家屋及び取り壊しを行ったことが判明した家屋は除去しているものの、所有者の変更など家屋に係る情報の棚卸は行っていない。本来であれば、昭和56年以前の建築物のうち、耐震基準を満たしていないもしくは耐震基準を満たしているか不明な家屋が対象となるところではあるが、現在の地方税法の運用上、固定資産税の課税に使用するデータを当該施策のために流用することは難しいため、一部の家屋について、現存するかどうか不明であったり、所有者が変わっているがリストが更新されていない。ダイレクトメールを送付するため、事業上の効率性の観点からも、どこかの時点で対象家屋の棚卸を行う必要があると考えられる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
建築行政課	<p>ダイレクトメールの送付に先立ち登記情報を確認し、現状の建物情報を進捗管理に使用しているリストに反映することにより、随時最新の情報に更新することとしました。</p> <p>あわせて、固定資産の課税情報を耐震改修の進捗管理に利用することについて、国に対して規則緩和を提案してまいります。</p>	○	令和5年度

No.32

監査内容

報告書の頁 72

意見	<p>ア 浜松市津波避難計画の策定にあたっての前提条件の記載について</p> <p>浜松市津波避難計画では、夜間を想定した計画であることは記載があるものの、昼間という時間帯で発生した場合に十分なのか、その他どのような悪条件が想定されているのかについては、明らかにされていない。なお、これらの内容については、浜松市津波防災地域づくり推進計画では記載されている。</p> <p>前提条件については、計画見直しの際にも必要となり、浜松市津波避難計画に明記することで市強靱化計画のリスクシナリオに対して、計画がどのような前提のもと策定されたものかが明確になるため、浜松市津波避難計画の中で、どのような前提で作成されたものかを明らかにしていくと同時に、浜松市津波防災地域づくり推進計画との関係を明記することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>浜松市津波防災地域づくり推進計画に記載されている前提条件により、浜松市津波避難計画が策定されていることから、令和5年度の浜松市津波避難計画の修正時期に合わせて、浜松市津波防災地域づくり推進計画に掲載されている前提条件を掲載してまいります。</p>	○	令和5年度

No.33

監査内容

報告書の頁 74

意見	<p>ア ハザードマップの周知について</p> <p>ハザードマップとは、一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものであり、緊急避難場所の位置・名称等も確認することができる。ハザードマップの作成は、国土交通省又は静岡県が情報を作成・更新し、当該データを市（危機管理課）が加工しハザードマップをデザインするというプロセスを経て行われる。国土交通省及び静岡県により作成・更新された情報は、漏れなく適時に市のハザードマップに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。</p> <p>しかし、ハザードマップが更新された際、市民に十分に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。新たなハザードマップが整備された際には、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>国や県が発表（報道発表含む）した防災情報について、本市のハザードマップに反映された場合は、報道機関へ情報提供し、広く周知することといたしました。</p> <p>また、LINE、防災ホッとメールでの配信についても実施してまいります。</p>	○	令和5年度

No.34

監査内容

報告書の頁 75

意見	<p>ア 津波避難訓練実施率の向上及び実効的な訓練の実施について</p> <p>市は、津波浸水区域内にある自主防災組織140隊に対して、津波避難訓練の実施を求めており、特に実施を要請する項目として「避難の実施」など5項目を挙げている。</p> <p>津波が発生した際には、まずは津波が届かない場所へ避難するという「自助」が決定的に重要である。新型コロナウイルス感染症の影響で、各自主防災組織において十分な訓練が実施できていないこと、防潮堤整備で浸水域が減少したことからの訓練が必要という意識の低下という状況を鑑みても、津波避難訓練の実施率が18%と低調であることに關しては問題である。新型コロナウイルス感染症の状況にかかわらず、大規模災害は、いつ発生するかは予期できず、代替的なバーチャル避難訓練や防災意識の低下を防ぐ措置を立案する、または、避難訓練が十分実施できないことによる影響を分析しておく必要があった。市としては、津波避難訓練実施率の向上のための協力依頼及び津波災害に対しての実効的な訓練についての周知・指導を徹底されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	津波浸水区域内にある自主防災隊140隊向けに送付する令和6年3月の津波避難訓練の実施の有無に関するアンケート内に、津波避難訓練の必要性を掲載し、訓練実施を依頼いたします。	○	令和5年度

No.35

監査内容

報告書の頁 76

意見	<p>ア 目標指標の算定に関する前提の明記について</p> <p>目標指標として、津波避難施設の要避難者のカバー率を掲げている。津波避難施設の空白地の算定にあたっては、国勢調査に基づく人口により算定している。</p> <p>空白地の算定にあたって、浜松市津波避難計画の人口をどう想定するかにより空白地の有無に影響を与えることとなる。想定人口を夜間人口である国勢調査に基づく人口としている理由として、昼間の人口については、それぞれの勤務先施設の避難方針によることが挙げられる。また、津波の被害が想定される西区や南区は、夜間の人口が昼間の人口よりも多いため、夜間の人口で空白地域の算出をすることで、昼間の人口も網羅されるとのことであるが、浜松市津波防災地域づくり推進計画には記載があるものの、浜松市津波避難計画上にそのような記載はなされていない。浜松市津波避難計画上でも前提を明らかにすることによって空白地算定の前提がより明らかになるため、記載することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	浜松市津波防災地域づくり推進計画に記載されている前提条件により、浜松市津波避難計画が策定されていることから、令和5年度の浜松市津波避難計画の修正時期に合わせて、浜松市津波防災地域づくり推進計画に掲載されている前提条件を掲載してまいります。	○	令和5年度

No.36

監査内容

報告書の頁 77

意見	<p>ア 津波避難計画のフォローアップについて</p> <p>地区津波避難計画は、津波による浸水が想定される地域の自主防災組織が策定するが、市が外部のコンサルタントにコーディネートを委託し、その策定を支援している。</p> <p>地区津波避難計画は平成26年度から順次作成されている。市としては、作成支援する中で、計画の定期的な見直しが必要であることを計画作成時や機会があるごとに地区の住民に対して説明をしているものの、計画作成後、地区の住民から計画の見直しの相談が無いことから市のフォローアップは特段実施していないとのことである。しかしながら、自主防災組織の人員が入れ替わっていく中、自主防災組織内での計画の継承や見直しを仕掛ける取り組みが必要と考える。各地区の地区津波避難計画を実効性のあるものとして住民に周知されるよう、また、その内容について住民自らが定期的なフォローアップができるように声かけや支援をすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	津波浸水区域内にある自主防災隊140隊向けに送付する令和6年3月の津波避難訓練の実施の有無に関するアンケートにおいて、地区津波避難計画の定期的な修正を依頼するとともに、自主防災隊からの要望に応じて計画の見直しを支援してまいります。	○	令和5年度

No.37

監査内容

報告書の頁 79

意見	<p>ア 市HPによる公開について</p> <p>市強靱化計画では、大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られることを目標としており、広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生リスクに対して、津波対策施設の整備の施策を実施している。目標指標の1つとして「津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備率（水門の自動化・遠隔化等）」が掲げられており、令和4年度までに80%の整備率を目指している。</p> <p>具体的には、市が管理する津波対策施設のうち要対策箇所は55箇所あり、その内44箇所について水門の自動化・遠隔化を実施することを目標としている。</p> <p>現時点においては、実施箇所は49箇所であり、令和4年度までに80%の整備率という目標指標は達成している。一方、未実施箇所は6箇所である。</p> <p>予算に限りがある中、対象となる津波対策施設を選定する方法は理解でき、速やかに整備率が100%にならないことについても、やむを得ないものである。</p> <p>一方、「広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生に備える」うえで、当未実施箇所の整備が必要不可欠であるならば、安全性の観点から、時間や費用をかけてでも、整備を進めることが必要と考える。今後も、未実施箇所の整備の必要性につき、継続して検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
河川課 農地整備課	未実施の6箇所は、整備の必要性を再確認し、必要性が確認できた場合は、関係者・関係機関と協議し、整備を推進してまいります。		措置対応中

No.38

監査内容

報告書の頁 80

意見	<p>ア 洪水ハザードマップの周知について</p> <p>洪水ハザードマップの作成は、国土交通省が天竜川、静岡県が安間川、馬込川及び都田川の氾濫時の浸水情報等を作成・更新し、当該データを浜松市（危機管理課）が加工しハザードマップをデザインするというプロセスにより行われる。平成27年に水防法が改正され、浸水想定区域の前提となる降雨の想定規模は、従来の「100～150年に1度程度」から「千年に1度」の「想定しうる最大規模の降雨」に改められている。国土交通省及び静岡県により作成・更新された情報は、漏れなく適時に市のハザードマップに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。</p> <p>しかし、ハザードマップが更新された際、市民に十分に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。市民啓発活動の一環として、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>国や県が発表（報道発表含む）した浸水エリアについて、本市のハザードマップに反映された場合は、報道機関へ情報提供し、広く周知することといたしました。</p> <p>また、LINE、防災ホットとメールでの配信についても実施してまいります。</p>	○	令和5年度

No.39

監査内容

報告書の頁 81

意見	<p>ア タイムライン（時系列の行動計画）を見直す基準の策定について</p> <p>浜松市災害対策本部版タイムラインは、事前に予測できるものとして台風による風水害を想定したものとなっている。通常の警報、注意報については、避難指示や避難場所の開設など、基本的な流れは台風の時と同じとなるため、タイムラインの作成はしていない。台風のタイムラインを基本としながら、動き出しのきっかけを、河川の水位の上昇や土砂災害の危険の高まりに読み替えて対応している。</p> <p>「1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生」というリスクシナリオの観点から、経験した災害について今までのタイムラインが通用するのかを検証し、改善していく仕組みづくりが必要と考えられる。</p> <p>この点において市では、大きな災害が起きた際や避難発令基準が変更になった場合に、タイムラインを含め災害対応について検証する体制はある。ただ、近年、災害が激甚化、頻発化している状況からすると、現在のタイムラインを見直す必要があるか否かについて適宜検討することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>災害が発生した際や避難発令基準などのガイドラインに変更があった場合にタイムラインの見直しを実施するとともに、毎年実施している初期対応マニュアルやBCPの修正の際にも、修正内容がタイムラインへ影響しないかを確認し、必要に応じタイムラインの見直しも行ってまいります。</p> <p>今後についても、災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、あらゆる機会をとらえ、タイムラインの修正を行うとともに、線状降水帯等の事象については、その取扱いがガイドラインで示された際に修正を実施してまいります。</p>	○	令和5年度

No.40

監査内容

報告書の頁 83

意見	<p>ア 対策不要の内容開示について</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、幹線水路の耐震化対策の施策を実施している。目標指標の1つとして「要対策水路の整備率」が掲げられており、令和6年度までに30%の整備率を目指している。</p> <p>当施策の進捗率を確認したところ、国土交通省との調整等の経緯を踏まえ耐震化検討に値しないことから、対策不要（進捗率100%）とのことであった。</p> <p>市強靱化計画策定時には、具体的かつ詳細な情報が把握できておらず、国土交通省との調整を踏まえ、当施策を対策不要とした経緯については、やむを得ないものである。一方、市HPに開示されている市強靱化計画には当該施策が載っている（残り続けている）ことから、当施策の結果につき、対策不要や進捗率100%と開示するだけでなく、対策不要の内容も併せて、市民等に対して説明することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
農地整備課 河川課	「浜松市地震・津波アクションプログラム」と「津波防災地域づくり計画」の両項目の整理と市民説明に向けた確かな表現手段を、国道に関する関係機関等と調整したうえで、市HP上に説明記載を行ってまいります。		措置対応中

No.41

監査内容

報告書の頁 84

意見	<p>ア 排水機場施設の耐震化・耐水化のための、対象ポンプ場の選定について</p> <p>本目標については、リスクシナリオから読み取れる限りにおいて、津波による浸水にとどまらず、豪雨等による急な増水や河川の氾濫に対して対応するものである。これは雨水ポンプ場の主たる機能は津波に対する防災減災ではなく、増水や氾濫に対応した減災防災が想定されていることから読み取れるものである。しかし、耐震化又は耐水化がされていない雨水ポンプ場のうち、東雨水ポンプ場が計画対象から除外されていた。当該ポンプ場を計画対象外とした理由については、「浜松市津波防災地域づくり推進計画」策定の際、津波による浸水想定のない防潮堤整備後の津波浸水想定区域外とのことであった。先述のとおり、雨水ポンプ場に関わるリスクとしては津波による浸水に限るものではないため、あらゆる災害リスクを見込んだうえで、東雨水ポンプ場を対象ポンプ場に加えるかどうか再検討すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
下水道工事課 河川課	<p>東雨水ポンプ場については、耐震化するための資料が不足しており、ただちに耐震化をする事が出来ないため、現時点で、市強靱化計画において進捗管理するのは困難と考えます。今後、対応策についての協議を進め、耐震化の資料が整った時点で、市強靱化計画に設定するよう検討してまいります。</p> <p>なお、東雨水ポンプ場については、浜松市耐水化計画において、令和7年度に耐水化工事を予定しています。</p>	○	令和4年度

意見	<p>ア 市HPによる公開及び目標指標の数値目標について</p> <p>市強靱化計画では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、河川の整備の施策を実施している。目標指標の1つとして「10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川（191.7km）の整備率」が掲げられており、令和6年度までに45.4%の整備率を目指している。</p> <p>具体的には、2つの河川（九領川、東芳川）を対象に、河川を拡張するなどの整備を行い、水災害を防止・軽減することを目的としている。</p> <p>予算に限りがある中、整備の遅れや浸水被害の発生頻度などを基に、対象となる河川を選定する方法は理解でき、やむを得ないものである。一方、市HPでは、河川の整備に関する当施策の開示はないため、市民からすると、河川整備の必要性や、実施の有無等が分からない状況であり、より積極的な情報開示が望まれる。</p> <p>また、目標指標は河川の整備率であり、「整備した河川の長さ」÷「整備する河川の長さ」で計算しているため、45.4%となっている。河川の整備には長い時間がかかるため、目標指標の推移をみると、計画どおりに推移しているか理解しづらい。市強靱化計画の他目標指標は、計画期間内の達成率で表示しているケースが多いため、例えば、当施策においても、「整備した河川の長さ」÷「計画期間内に整備する河川の長さ」を目標指標にした方が、河川の整備率が把握しやすく望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
河川課	<p>河川整備の必要性や事業計画、整備の進捗等について、市HPでの公表を検討してまいります。</p> <p>また、市強靱化計画の見直しに合わせ、目標指標を「整備した河川の長さ」÷「計画期間内に整備する河川の長さ」とすることを検討してまいります。</p>		措置対応中

No.43

監査内容

報告書の頁 86

意見	<p>ア 土砂警戒区域内のハザードマップの周知について</p> <p>土砂警戒区域内のハザードマップの作成は、土砂災害警戒区域等の指定を静岡県が実施し、当該データを浜松市（河川課）が加工しハザードマップをデザインするというプロセスにより行われる。作成・更新された情報は、漏れなく適時に浜松市のハザードマップに落とし込まれ、最新の状態になっていると認められる。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域内の住民に対しては、静岡県が区域指定した際、住民説明会を開催し土砂災害の危険性がある区域であることを説明している。このことから、住民もそれを理解していると思慮する。</p> <p>しかし、ハザードマップが更新された際、市民に周知がされておらず、最新の情報が市民のもとに届いていない。ハザードマップは作成して終わりではなく、市民が利用して初めて意味があるものである。改めて、市民啓発活動の一環として、SNSや広報誌等の方法により市民へ効果的に周知することが求められる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>土砂災害警戒区域内の住民に対しては、静岡県が区域指定した際、住民説明会を開催し土砂災害の危険性がある区域であることを説明しておりますが、不動産の売買における重要事項説明に該当することから、本市のハザードマップに反映された場合は、報道機関へ情報提供し、広く周知することといたしました。</p> <p>また、LINE、防災ホットメールでの配信についても実施してまいります。</p>	○	令和5年度

No.44

監査内容

報告書の頁 87

指摘	<p>ア 市強靱化計画から削除すべき施策について</p> <p>本施策は、不特定多数の市民が使用する建物に耐震基準を満たしている旨の表示ラベルを設置することにより、市民に対して適切な情報提供を実現することを企図して策定されたものである。しかし、その後の検討過程で、耐震性能の表示ラベルを設置することが市民の防災にとって必ずしも役立つものではないという判断がなされ、また、費用対効果も低いことから実施が見送られているとのことである。</p> <p>本施策は、そもそも市強靱化計画に記載すべき施策ではなく、計画から削除するのが適当である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>耐震基準を満たしている旨の表示ラベルを設置することは、市民に対して適切な情報提供を実現することに効果があると考えられます。</p> <p>一方で、発災時は、市民が使用する建物が安全であるか否かは、耐震基準ではなく、応急危険度判定の結果に基づき判断されます。</p> <p>以上を踏まえ、本施策は市民の防災にとって必ずしも役立つものではなく、費用対効果も低いと判断し実施を見送っていることから、計画からの削除を検討してまいります。</p>		措置対応中

No.45

監査内容

報告書の頁 88

指摘	<p>イ 議事録等意思決定記録の不存在について</p> <p>本施策を実施しないという判断は、過去に危機管理課内の打ち合わせで行われたものであるとのことであるが、当時の意思決定を記録した議事録等は存在しないとのことである。市強靱化計画は、市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本計画に定めた施策を実施しないのであれば、その検討過程及び結果は文書として記録し保管する必要がある。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>指摘のとおり、市強靱化計画に定めた施策の実施の必要性の見直しなどは、文書としての記録、保管が必要と考えます。</p> <p>令和5年度において、包括外部監査の結果を踏まえた計画の変更を予定していることから、その際には、検討過程及び結果について文書として記録し、適切に保管してまいります。</p>		措置対応中

No.46

監査内容

報告書の頁 89

意見	<p>ア 市民への防災教育活動について</p> <p>本施策の指標は、浜松市広聴モニターアンケート調査結果のうち、住んでいる地域に想定されている災害の危険の認知度という問いに対して「知らない」若しくは「無回答」とした回答割合を100%から控除した率としている。アンケートの母集団が年度毎に異なることから実績値にばらつきがあるものの、およそ2割の市民が自分の住んでいる地域の危険度を理解していない結果である。</p> <p>市としては、基本的には防災教育活動を通じて、市民の防災力を向上させる必要がある。成果が目に見えて現れるものではないが、いつ起こるかわからない大規模災害時に、一人でも多くの命が救われ、復旧・復興がスムーズに進むよう、できることを愚直に実施していくほかない。市民に対する防災教育活動に関して、市が、より積極的に関与していくことが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>今年度から、出前講座において、実際にハザードマップを使って自宅周辺の危険度について調べる時間を設けるなど、災害の危険の認知度の改善に努めています。</p>	○	令和5年度

意見	<p>ア 防災情報システムの最適化について</p> <p>市では、災害発生時において、迅速な情報収集を的確な対策判断に繋げ、応急活動を効率的に推進する必要があるため、防災情報システムが利用されている。防災情報システムは、各種災害情報や対応状況等をシステム内のデータベースや地図上に集約し、災害状況の把握と庁内及び関係機関との情報共有を行うためのシステムであり、災害対応における基幹システムと言える。すなわち、防災情報システムは、大規模災害発生時においても正常に稼働し、防災対応に資することが求められる。</p> <p>防災情報システムは、複数個所のデータセンターで構成されたクラウドを利用したシステムであり、システムそのものが災害により被災することは現時点では考えにくいことが確認できた。</p> <p>一方で、システムがクラウド上にあることから、利用者側でインターネットへの接続に不具合や障害が発生した際は、システムに接続できず、利用できない。</p> <p>市は有線及び無線のインターネット回線を複数系統整備し、システムへの接続経路の多重化を図っているが、大規模災害時における防災情報システムへの接続に万全を期するためには、より可用性の高い接続方式や、回線数の妥当性を随時見直し、常に最適化を目指すことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	より可用性の高い接続方式である衛星回線の導入を検討してまいります。		措置対応中

No.48

監査内容

報告書の頁 91

意見	<p>ア 戸別受信機貸与制度の周知徹底について</p> <p>市は、電波法施行規則の改正により令和4年11月でアナログ同報無線の使用がで きなくなることに対応するため、他の情報伝達手段も含め検討した結果、携帯電 話・スマートフォン等に災害情報が配信されるプッシュ型システムを構築した上 で、デジタル同報無線を導入することとした。導入に際しては、屋外スピーカーの 数を734箇所から464箇所に減らしているが、災害特性や地域特性等の事情を勘案 し、設置場所を見直した結果である。</p> <p>一方で、携帯電話不感地域に居住する世帯、携帯電話を所有しておらず他の情報 伝達手段の活用が困難な世帯、屋外スピーカーからの音声が聞き取りづらい世帯に は、条件付きではあるが戸別受信機を無償貸与している。</p> <p>戸別受信機の貸与対象世帯は推計で3,116世帯としているが、令和4年5月末現 在の貸与数は2,180台であるとのことである。防災無線のデジタル化推進により情 報伝達手段を失う市民が存在することがないよう、情報伝達に関して市民の理解を 得ること及び必要世帯への戸別受信機貸与制度の周知を徹底されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>広報はままつや市ホームページでの周知を継続するととも に、新たに、協働センターまつり等のイベント開催時に、防 災ホットメールやLINEの活用方法、戸別受信機貸与の申請方 法など、災害情報伝達手段について啓発活動を実施いたしま した。</p>	○	令和5年度

No.49

監査内容

報告書の頁 92

意見	<p>ア 利用者が重複する緊急情報伝達手段の一元化の検討について</p> <p>市の緊急情報伝達手段は、緊急速報メール、防災ホットメール、FMラジオ放 送、同報無線及びSNS（LINE）の5種類である。デジタル同報無線の整備が 完了したこと、及び令和3年10月にSNS（LINE）による防災情報の配信が開 始されたことにより、目標指標の実績値は100%となっている。</p> <p>一方、SNS（LINE）の登録者数は令和4年3月現在で137,796人であり、 導入後1年間で防災ホットメールの利用者数を大きく上回っている。</p> <p>防災ホットメールとSNS（LINE）は、携帯電話により市民が情報を受信す る点で共通し、利用者のニーズに重複があると考えられる。緊急情報伝達手段を複 数確保することは重要であるが、利用者ニーズが重複するものについては、時代の 流れに合わせて利用者数が多いサービスに注力し、最終的なサービスの統廃合も視 野に検討していくことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>市民に災害情報を迅速かつ確実に伝えるためには、利用者 のニーズにかかわらず、伝達手段を複数確保することが重要 と考えます。</p> <p>防災ホットメールとSNS（LINE）は、伝達手段とし ては異なる方法のため、統合は適さないものと判断いたしま した。</p>	—	令和5年度

意見	<p>ア 緊急情報放送に関する協定書の見直しについて</p> <p>市は、浜松エフエム放送株式会社と「緊急情報放送に関する協定書」を平成8年5月1日に締結している。協定の主な内容は、災害時に、市が賃借（令和3年度賃借料：2,664,684円）する緊急情報放送システムを使用し、他の放送に優先して臨時の放送を行うというものである。緊急情報放送システムは危機管理課がある浜松市役所本庁4階に設置され、FM放送局の浜松市役所防災スタジオという位置付けである。また、月一回、緊急放送のテストも兼ねて10分間の防災啓発ラジオ番組を当該スタジオから配信している。</p> <p>協定による緊急情報放送システムの導入当時は、本格的防災放送のモデルケースとして注目され、相応の期待があったことがうかがわれるが、協定締結以来現在まで協定の存廃の見直しは行われていない。緊急時の防災情報は全ての市民に対して届けられるべきであり、防災においてラジオ放送は現在も欠かすことのできないツールであると考えられる。その一方で、ラジオ放送の聴取率は年々減少していることも事実である。また、賃借料を負担しながら市役所内に防災スタジオを設置し続けることに関しても、今後検討の余地はあろう。</p> <p>想定される災害の多様化や大規模化、市民が利用する情報伝達手段の変化に対応することができるよう、協定の存廃は定期的に見直されるべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>ラジオ放送の聴取率は年々減少しているものの、東日本大震災発生時にはラジオの利用が最も高かったというエビデンスもあります。市民が利用する情報入手の手段は多様化したものの、ラジオは災害時における有用なツールの一つであると考えます。</p> <p>市役所内の放送設備は、夜間などコミュニティーFMの職員が不在の時間帯においても、市職員が直ちに市役所から必要な情報を発信する必要があることから賃貸借契約を結んでいるところです。</p> <p>したがって、現時点においては、協定は継続して締結する必要があると判断いたしました。今後も市民が利用する情報伝達手段の変化を踏まえつつ、定期的に協定の存廃について検討してまいります。</p>	○	令和5年度

No.51

監査内容

意見	<p>ア 出前講座の内容について</p> <p>防災における「自助」とは、「自分（家族）の命は自分（家族）で守る。」ことをいい、「共助」とは、「自分たち（地域・組織・コミュニティ）は自分たち（地域・組織・コミュニティ）で守る。」ことをいう。これらに「公助」、すなわち、「行政機関等が守る。」を併せて大規模災害に対応することとなるが、公助には限界があり、自助・共助の重要性が叫ばれている。</p> <p>市の防災力を高めるためには、市民の自助・共助力の強化は必要不可欠であり、市の大きな目標の一つであることに間違いないが、「施策」という観点からは、市民の自助・共助力の必要性を出前講座の中で訴えるだけでは、具体的な行動まで結びつけることが難しい。より具体的な施策として、映像を見せながらの啓発に加え、なぜ備蓄は7日間必要なのか、備蓄のコツ、賃貸住宅における家具転倒防止対策など、家庭における防災対策を進めるための具体的な方法やポイントなどを示しながら啓発しているということであるが、より一層理解が進むように市民の自助・共助力の向上に資するものとするのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>地震体験車を利用して揺れの恐怖を体験した市民に対して積極的な家具固定の必要性を周知したり、浜松市の災害特性を説明した後に、スマートフォンを利用して一緒にハザードマップを利用してみるなど、出前講座において知識の習得と体験をセットで提供することで、より効果的な啓発になるように取り組みました。</p>	○	令和5年度

意見	<p>ア 自主防災隊資機材等整備費補助金の事務手続について</p> <p>市は、「共助」の要を担う自主防災組織の防災意識の高揚を図り、災害時においてその機能を十分発揮させ、迅速かつ適切な防災活動を実施するために、自主防災隊に対して「浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金」を交付している。</p> <p>浜松市における自主防災隊は792隊あり、そのうち令和3年度に同補助金の交付を受けているのは674隊であった。補助金交付のための交付申請書、暴力団排除に関する誓約書、交付決定通知書等は全て紙でやりとりされており、それらを取りまとめる所管課には相当の事務作業が発生していることが容易に想像される。</p> <p>自主防災隊へのアンケートはWebによる回答も可能としている。同補助金の事務手続もWebによる申請等を可能とすれば、管理コストの大幅な削減が達成されることが考えられるため検討されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>補助金に関する書類は請求書を除き、「文書全体が本人の意思に基づく申請であることが推定される」必要があります。</p> <p>一方で、当補助金は、自主防災隊長個人による申請ではなく、自主防災隊の意志に基づく申請となります。個人を証明するものとしてのマイナンバーカードでは、自主防災隊としての証明ができず、その整理に時間を要することから、引き続き証明書として足りるものについて検討を進め、Web申請できるようにしてまいります。</p>		措置対応中

No.53

監査内容

意見	<p>イ 中山間地における自主防災組織について</p> <p>「自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくり」（消防庁）によると、自主防災組織の規模について、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることものできるような規模が望ましいと考えられている。</p> <p>浜松市における自主防災隊は、ほとんどが自治会単位で組織されており、最大規模は中区高丘自主防災隊の7,640世帯、最小規模は大井平自主防災隊の4世帯であり、その規模には大きな乖離がある。特に中山間地においては、10世帯未満の自主防災組織が多数あり、地理的に孤立している状況や少子高齢化も相まって「共助」の衰退が懸念される。</p> <p>自主防災組織への関与・支援について、中山間地と市街地では行政に求められる内容は異なっていると考えられる。中山間地における防災に関するニーズを把握し、中山間地と市街地で同水準の関与・支援ではなく、地域性に応じた柔軟な対応を実施するのが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>世帯数が著しく少ない自主防災組織においては、体制の維持自体が難しいため、統合することが妥当な場合があります。しかし、浜松市の自主防災隊資機材等整備費補助金は、1隊あたりの自主防災隊に対する上限が定められており、統合することのディスインセンティブとなっていました。</p> <p>このため、令和5年度から、中山間地の地域性に応じた柔軟な対応として、単位自主防災隊が統合した際は、3年間の経過措置を設け補助金の激変緩和措置を講じ、その間に防災資機材の見直しができるようにしました。</p> <p>今後も地域性に応じた支援のあり方について検討してまいります。</p>	○	令和5年度

No.54

監査内容

報告書の頁 98

意見	<p>ア 浜松市防災学習センターの利用件数について</p> <p>防災の基本は、市民一人ひとりが自ら居住地の災害特性を把握し、適切な避難行動をとるなど、「自分の命は自分で守る」ことであり、「市民自らが防災について「考え、備え、行動する」」を基本理念に、多くの市民に防災の学習や体験する場を提供するとともに、次世代の担い手になる小・中学生への防災教育の場とすることを基本方針として、浜松市防災学習センターは整備されている。</p> <p>令和元年度は目標の年間来館者数12,000人を達成しているが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、目標は未達成である。施設の基本方針「次世代の担い手になる小・中学生への防災教育の場とする」という観点からは、小学校・中学校の団体利用件数は増加しているものの頭打ちの状態であり、市内の公立小学校が97校、公立中学校が49校あることからすると、未だ物足りない水準である。</p> <p>小中学生に対して防災教育を実施することは、市民への啓発活動として大変意義のあることと考えられることから、防災教育カリキュラムを制定する際に教育委員会などと連携し、防災学習センターを更に有効活用することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>学校の施設利用に特化した「校外学習のご案内（小・中学校向け）」を指定管理者が作成・配付することにより、多くの学校に利用してもらえるよう広報活動を実施しました。</p> <p>併せて令和5年度から、毎年教育委員会が市立小・中学校長、市立高等学校長、市立幼稚園長向けに配付している「防災サポート事業」に係る事業紹介において、新たに防災学習センターを紹介するなど、先生方が翌年度のカリキュラム編成を組むタイミングで情報提供することで、利用促進につなげてまいります。</p>	○	令和5年度

No.55

監査内容

報告書の頁 100

意見	<p>イ 起震装置・起震車の設置について</p> <p>利用者アンケートの結果を閲覧すると、起震装置（地震を擬似体験することができる振動装置）や起震車（起震装置を搭載した自動車）の設置を望む声が複数見受けられた。浜松市近辺は大地震が来ると言われてきているが、実際に震度4以上の地震を体験した人は少なく、特に来館した小・中学生が大地震の揺れを肌で感じることは大変有意義な経験になると考えられる。設置や維持管理にはコストはかかるが、より啓発効果の高い施設を目指す上で、起震装置・起震車を設置することも検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>起震装置・起震車の導入については、予算措置が困難と考えるため、地震を疑似体験できるVRコンテンツの導入を予定しています。</p>		措置対応中

No.56

監査内容

意見	<p>ア 食料備蓄に関する市民への啓発について</p> <p>市の食料備蓄は、基本的には必要最低限とする方針であり、都市3食（1日分）、中山間地域9食（3日分）としている。これは、保管場所や費用を考慮した結果であり、備蓄を最低限とし支援物資等に対応するという方針には合理性があると考えられる。一方で、家庭における食料備蓄は7日分（人数×3食）を推奨している。これは、被災時における道路の応急復旧には7日間程度要することを想定しているためである。</p> <p>食料備蓄に関して、市は「自助」を基本としており、「公助」は最低限の生命維持のためという位置付けである。本施策の目標指標「7日以上を食料を備蓄している市民の割合」が10%と低調であることは、多くの市民にとって、市には最低限の備蓄しかなく、7日間の食料備蓄を自助として実施すべきという認識があまりに薄いことを表していると考えられる。市は、食料備蓄に関する考え方や実際の備蓄量を市民に分かりやすく説明し、自助としての家庭における食料備蓄の重要性を引き続き啓発することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>7日以上を食料を備蓄している市民の割合が10%であることは、市としても憂慮すべき事態であることから、出前講座などの場で備蓄について説明する際は、市が備蓄している量、被災時に必要な備蓄の量、そのギャップについて丁寧に説明したうえで、家庭での備蓄の重要性を強く訴えました。</p> <p>また、備蓄できる手法として、市ではローリングストックを推奨しているため、このことについて引き続き周知いたしました。</p> <p>なお、10月には大型ショッピングモール等でのイベントにブースを出展し、啓発活動を実施しました。</p>	○	令和5年度

No.57

監査内容

意見	<p>イ 食料備蓄品の廃棄処分について</p> <p>食料備蓄に関して最も困難な事項は、災害が発生しなければ賞味期限切れが発生し廃棄しなければならないことである。主食であるアルファ化米の賞味期限は5年であり、毎年一定量のアルファ化米の賞味期限切れが発生することとなる。市は「アルファ化米更新計画」を作成し、年度ごとに発生する期限切れ数量をもとに不足分を算出し、当該不足分を補うよう購入することとしている。また、期限切れが見込まれるアルファ化米については、依頼があった自主防災組織や防災活動団体、教育委員会、受入可能なフードバンクへ配布し、備蓄品の廃棄が発生しないよう努めているとのことであるが、毎年廃棄が発生している。</p> <p>市は、他団体と連携し、経済的に困窮している家庭等への食糧支援として、子育て家庭向け食料品無料配布会（フードパントリー事業）、子どもフードサポート事業等の各種事業を実施している。また、市内には複数の子供食堂が設置され、食料品の支援が呼びかけられている。備蓄品の廃棄前に、他部署との連携や市HP上で配布希望調査を行い、廃棄品が発生しないよう調整しているようであるが、廃棄がすべて無くなる状況にはなっていない。引き続き備蓄品が廃棄されないよう努めることが求められる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>これまで防災目的での使用に限り希望団体への譲渡をしていましたが、令和4年度から公共の福祉に寄与する目的での使用を可能とし、備蓄品の廃棄を減らす取り組みを推進いたしました。</p> <p>今後も引き続き、他部署との連携や市HP上で配布希望調査を行い、新たな配布先を検討します。</p>	○	令和4年度

意見	<p>ア 飲料水備蓄に関する市民への啓発について</p> <p>市の飲料水備蓄は、想定避難者数277,651人に対して一人一本の500mlペットボトルを備蓄するとともに、小中学校の受水槽も併用するとしている。施策及び目標指標の概要により、保管場所や費用を考慮した結果であり、備蓄を最低限とし、災害時に全国から駆けつける給水車等に対応するという方針には合理性があると考えられる。一方で、家庭における飲料水備蓄は7日分（一人当たり一日3ℓ）を推奨している。これは、被災時における道路の応急復旧には7日間程度要すること想定しているためである。</p> <p>飲料水備蓄に関して、市は食料品備蓄と同様に「自助」を基本としており、「公助」は最低限の生命維持のためという位置付けである。本施策の目標指標「7日以上の飲料水を備蓄している市民の割合」が10%と低調であることは、多くの市民にとって、市には最低限の備蓄しかなく、7日間の飲料水備蓄を自助として実施すべきという認識があまりに薄いことを表していると考えられる。市は、飲料水備蓄に関する考え方や実際の備蓄量を市民にわかりやすく説明し、自助としての家庭における食料備蓄の重要性を引き続き啓発すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課 上下水道総務課	<p>市ホームページにて、災害時に市民がどのように行動すればよいのか周知するページを作成し、そのページの中で、「なぜ飲料水の備蓄が必要なのか」を理由も含めて掲載しました。</p> <p>また、4月にラジオ（FMハロー）でも同内容について、周知を行い、10月には大型ショッピングモール等でのイベントにブースを出展し、啓発活動を実施しました。</p>	○	令和5年度

No.59

監査内容

報告書の頁 104

指摘	<p>ア 目標指標に対する実績の把握について</p> <p>事業所における緊急物資備蓄は、「共助」の一環として広く推奨されているが、民間調査会社が実施した「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査(令和2年)」によると、自然災害への対応を進めていると答えた企業の割合は、有効回答企業11,448社のうち36.9%にとどまった。都道府県別に見ると、静岡県は37.6%であった。災害リスクに備えるための事業継続計画（BCP）の策定に対しては、税制優遇措置や優遇金利の融資制度が用意されているが、事業所による自然災害への対応が進んでいないのが現状である。</p> <p>指標として掲げられた「飲料水・食料を備蓄している事業所の割合」は、実績値の把握ができていない。目標指標の実績値の把握は、施策の成果や達成度合を確認し、今後の方向性を決定する上で大変重要な事項である。市は、企業防災に関する調査を実施する、又は他の入手可能な目標指標に変更する等の工夫をするべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>商工会議所の協力を得て、企業の備蓄状況に関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>調査結果をもとに実績値の把握をするとともに、目標指標の検討も含め、事業所における備蓄を進める施策を検討してまいります。</p>		措置検討中

No.60

監査内容

報告書の頁 105

指摘	<p>ア 目標施策の管理について</p> <p>天竜区内旧簡易水道配水池に対する耐震化については、築造年度が古い順に、旧簡易水道配水池に対して、令和26年度までの整備を目標として掲げている。しかし、計画策定当時の資料が散逸していることもあり、目標値の設定に係る根拠が分からなくなっており、かつ目標達成年度を令和26年度としている根拠も分からなくなっている。今後の計画の見直しや事後の検証のためにも、計画策定当時の目標設定過程については、適切に資料化し引継ぎを行うべきである。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>配水池については、令和5年度に将来の人口減少を踏まえた適正規模の見直しを実施します。</p> <p>また、耐震化についても、上記の見直しを元に、目標指標と掲げている13池全ての耐震化の必要性や、目標値、達成目標年度について再検討し、検討結果を市強靱化計画に反映してまいります。</p> <p>なお、再検討にあたっては、検討過程を適切に資料化し、引継ぎしてまいります。</p>		措置対応中

No.61

監査内容

意見	<p>ア 目標値の設定について</p> <p>本施策の目標指標として、「耐震診断調査結果により耐震工事の必要が生じた配水池（18池）に対する詳細設計業務執行率」を設定しており、令和24年度に100%達成するという目標を設定している。直近3年間を見ると、目標値は61.1%と変わらず、実績値も55.6%と変わっていない状況である。</p> <p>本施策は、耐震診断調査結果により耐震工事の必要が生じた配水池へ緊急遮断弁・補強・更新との詳細設計をするものであり、本施策の進捗は、配水池そのものの耐震化の進捗にも影響するものである。様々な理由により目標どおりに施策が進捗しないことはあるかもしれない。しかし、目標値が変わっていない状況は、その年度では本施策は何も行わないということである。</p> <p>リスクシナリオ「2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」及び「6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止」を回避し最悪の事態に至らないようにするために、適切な目標値を設定することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
天竜上下水道課	<p>従来の詳細設計業務から事前調査業務を切り離し、事前調査で生じた、配水池建設予定地の地盤支持力不足などの課題検討が終わった配水池について、詳細設計業務を行うこととし、その業務の進捗を新たな目標値とし管理をしてまいります。</p> <p>市強靱化計画の目標指標は、令和6年度に予定する上下水道部の次期中期財政計画策定に合わせて修正することを検討します。</p>		措置対応中

No.62

監査内容

意見	<p>ア 施策の優先順位について</p> <p>本施策は、被災後の応急復旧期間の短縮を図るため、影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化し、基幹管路耐震適合率100%を目指すものである。</p> <p>地震災害等で破損した場合に断水の影響が広範囲にわたる上水道の基幹管路（導水管・送水管・配水本管）について、耐震化が十分に図られていない場合には、災害時における大規模かつ長期的な断水のリスクがある。そのため、本施策は、耐震化を図ることにより、リスクシナリオ2-1「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」及び6-2「上水道等の長期間にわたる供給停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避し、最悪の事態に至らないようにするためには欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化するものであり、重要な施策である。</p> <p>しかし、被災した場合の影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化する施策であるにもかかわらず、ほとんど進捗していない。したがって、市強靱化計画を推進する観点から、被災した場合の影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
水道工事課	<p>本施策は平成23年度より着手しておりますが、中央幹線や南部幹線において、都市下水路等の支障物件によりルートや工法変更を余儀なくされ、想定以上に事業が長期化する見通しとなったため、事業完了年度を令和6年度から令和10年度に見直しました。</p> <p>しかし、災害時における市民生活への影響を鑑み、債務負担行為を活用した工事規模の拡大や、将来の水需要予測結果を踏まえた口径のダウンサイジングにより、工事量を増加させ事業の進捗を図るなど、今後も基幹管路を優先的に耐震化し、基幹管路耐震適合率100%を目指してまいります。</p>	○	令和4年度

No.63

監査内容

報告書の頁 107

指摘	<p>ア ライフライン情報収集手段の早期確立について</p> <p>本施策は、インフラ系一般事業会社等で構成される指定地方公共機関に対して、地域防災無線を配布・設置するものであり、災害発生時にライフライン情報を適時入手し災害対応を円滑に実施することを目的としている。選定された8社のうち2社（以下、それぞれ「A社」、「B社」という。）について、配布が完了していないため、目標指標の実績率は75%となっている。配布が完了していない理由を市の担当者に質問したところ、以下の回答が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社は中山間地に所在しており、防災無線の電波が届かないことが判明し計画が頓挫した。 ・ B社に対しては他社と同時期に配布・設置の依頼を実施していると考えられるが、未設置となっている理由は不明である。 <p>A社に関しては、衛星携帯電話を配布するなどの代替措置を検討し実行すべきである。B社に関しては、まずは配布に至らなかった経緯を明確にしたうえで、配布・設置への協議を進めるべきである。なお、既配布先6社については平成25年に設置が完了している。未配布先2社については、施策の完了に向けた努力が不十分と認められるため、早急に対応を進めるべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>災害発生時にはライフライン情報を適時入手する必要があることから、配布が完了していない2社について、配布に至らなかった経緯や現在の状況を確認し、A社には衛星携帯電話、B社には地域防災無線を貸与いたしました。</p> <p>引き続き、防災上重要な役割を担う関係機関との通信確保に努めてまいります。</p>	◎	令和4年度

No.64

監査内容

報告書の頁 109

意見	<p>ア 施策の優先順位について</p> <p>本施策は、防潮堤整備後の津波浸水想定区域内に位置する弁天島・蓬莱園・観月園の各ポンプ場について、津波対策を実施するものである。対象となる弁天島中継ポンプ場、蓬莱園中継ポンプ場については、耐震補強工事を令和2年度に実施している。</p> <p>下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。</p> <p>観月園中継ポンプ場は、令和10年度にマンホールポンプ化を予定しているというのだが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優先的に実施することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
下水道工事課	<p>観月園中継ポンプ場については、津波対策として、建物を廃止しポンプ施設を地中に埋設する方式のマンホールポンプ工事をし、令和9年度に運用を開始できるようスケジュールを見直し、優先的に実施することにしました。</p> <p>なお、市強靱化計画の目標指標の達成目標年度を令和9年度に変更いたします。</p>	○	令和4年度

No.65

監査内容

意見	<p>ア 施策の優先順位について</p> <p>本施策は、西遠浄化センターの水処理に係る12棟について、耐震化を実施するものである。</p> <p>下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。</p> <p>沈砂池・ポンプ棟については、設備更新工事と合わせて、令和10年度に耐震補強工事を計画しているが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優先的に実施することが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
下水道工事課 下水道施設課	<p>長期間にわたる機能停止など最悪の事態を回避するため、西遠浄化センター沈砂池・ポンプ棟の耐震補強工事について令和4年度に一部前倒しし実施しました。</p> <p>未施工箇所については、既存設備が物理的に支障となり、設備更新工事と同時期に行う必要があると考えています。更新工事は、既存設備が国費を使用して整備しており、設置時期の制限から令和10年度以降を予定しています。</p> <p>なお、市強靱化計画の目標指標の達成目標年度を工事完了予定の令和11年度に変更いたしました。</p>	○	令和4年度

No.66

監査内容

意見	<p>ア 施策の優先順位について</p> <p>本施策は、浄化センター3箇所、ポンプ場11箇所内にある合計36施設について、耐震化を実施するものである。</p> <p>下水道施設は、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を実現するために必要不可欠なインフラである。また、下水道施設の津波対策が十分に行われていない場合には、リスクシナリオ6-3「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」という、起きてはならない最悪の事態を回避することができず、最悪の事態に至る可能性があるため、本施策は、重要な施策である。</p> <p>建設年次が古い中心市街地における施設や重要度を考慮し、機械や電気の設備更新工事と合わせて順次対策をしているが、本施策は、市強靱化計画を推進する観点から、優先的に実施することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
下水道工事課	<p>耐震未対策箇所は、観月園中継ポンプ場と西遠浄化センター沈砂池・ポンプ棟となります。</p> <p>観月園中継ポンプ場について、令和10年度にマンホールポンプ化を予定していましたが、令和9年度に運用を開始できるようスケジュールを見直しました。</p> <p>また、西遠浄化センター沈砂池・ポンプ棟は、耐震補強工事を一部前倒しし、令和4年度に実施しました。未施工箇所については、設備更新工事と合わせて令和10年度以降に着手いたします。</p> <p>なお、市強靱化計画の目標指標の達成目標年度を工事完了予定の令和11年度に変更いたしました。</p>	○	令和4年度

意見	<p>ア 地域防災連携連絡会の開催時期について</p> <p>「地域防災連携連絡会」とは、『さまざまな立場にある住民が、地域防災を「自分ごと」として考え、行動し、協力しあえる「まちづくり」を推進するため、災害時において連携が必要となる学校及び地区防災班員と、平時から協力体制を確認することを目的』として組織されたものである。地域防災連携連絡会は、地域から自主防災隊、施設管理者としての教職員及び地区防災班員である行政職員を構成員として、構成員が連携して平成29年度まで毎年開催されていた「防災教育・防災連携連絡会」を母体とし、平成30年度より、市民が主体的に地域防災に取り組む場として「地域防災連携連絡会」と改めた経緯がある。また、最終的に地域主体での開催に移行することを目的としている。</p> <p>市としては、重要な会であると認識していることから、目標指標としても、年1回の地域防災連携連絡会の開催を掲げている。</p> <p>本来であれば、台風被害が想定される出水期より前に開催するのが望ましく、可能な限りそのような開催時期となるよう依頼しているところであるが、地域防災連携連絡会の参加メンバーが異動などにより確定する時期が遅くなることにより早くても7月から8月の開催となっている。また、会場確保の都合、選挙期間と重なる場合には、10月から11月の開催となっている場合もある。</p> <p>毎年新たに携わる担当者もいる中で、10月から11月の開催では、近年の台風や線状降水帯の被害がある時期を過ぎてしまうため、風水害のピークを迎える前の7月から8月に開催できるよう、予め、推奨スケジュールを決めて進めるなどある程度強制力を持った工夫が、適時で有効な「連絡会」の開催につながると考える。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>地区防災班員の選出期間や会場となる避難所の空き状況など関係機関との調整が必要となりますが、可能な限り7月から8月までに開催できるよう、4月の区と危機管理課との会議において各区に依頼しました。</p> <p>今後は、各区に開催依頼をする際に推奨スケジュールを提示し、より早い開催に努めてまいります。</p>	○	令和5年度

No.68

監査内容

報告書の頁 114

意見	<p>ア 防災倉庫更新計画の作成について</p> <p>市には、避難所等に設置される小規模な「防災倉庫」が151棟、複数の避難所をカバーする比較的規模の大きい「広域防災倉庫」が21棟存在する。広域防災倉庫は、アセットマネジメント推進課が策定した浜松市公共施設等総合管理計画に基づき危機管理課が更新管理している。一方、防災倉庫については、危機管理課が独自に更新管理を実施しているが、倉庫の錆や穴あき等の劣化具合により個別に更新を決定している。</p> <p>防災倉庫については、現地調査に基づき設置場所、設置年月、劣化具合等を網羅した個別の「防災倉庫点検結果票」を作成し、状況に応じた更新管理を行っているものの、防災倉庫全体の更新計画がない。老朽化による建替え及び修繕計画等の更新管理を有効に行う観点から、個別の点検結果を一覧表にしたうえで、防災倉庫更新計画を作成することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	立地場所により老朽化の程度が異なることから、防災倉庫点検結果票等を基に、令和6年度に更新計画を立案してまいります。		措置対応中

No.69

監査内容

報告書の頁 115

意見	<p>ア 防災資機材の種類及び数量の見直しについて</p> <p>防災資機材の種類及び数量は、浜松市地域防災計画で定められ、13の地域別に区分されている。この区分は平成17年の市町村合併前の各自治体等を基本とし、地域性が考慮されたものであると評価できるものの、防災資機材の種類及び数量とともに、市町村合併以降現在に至るまで見直しが行われていない。</p> <p>想定される災害の多様化や人口動態の変化等により、防災資機材に過不足が生じている可能性も懸念されるため、一定期間ごとに見直しを実施すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>令和4年度に、備蓄品目について地方自治研究機構と共同調査研究を行い、避難所生活初期段階での内閣府の推奨品目に対して問題ないという判断をするなど、資機材・備蓄数量等について品目や数量の考え方が適正であることを確認しました。</p> <p>今後も地域防災計画更新等のタイミングで防災資機材の種類及び数量について、災害の多様化や人口動態等の変化等を考慮のうえ、見直しを実施してまいります。</p>	○	令和4年度

No.70

監査内容

報告書の頁 115

意見	<p>イ 防災倉庫点検業務マニュアルの作成について</p> <p>危機管理課は、各防災倉庫について年2回の実地点検を実施している。点検の主な内容は、防災資機材が定数存在するか、賞味期限切れはないか、発電機等は正常に使用できるか、防災倉庫内の整理整頓は行き届いているか、防災倉庫に劣化はないかといったものである。</p> <p>点検担当者は特定の嘱託職員であることから、点検についてのノウハウは当該担当者に蓄積されている。しかし、ノウハウが特定の嘱託職員にしかないため、ノウハウを失わないようにするために、また、より適切な業務フローを構築し、業務の標準化を達成するためにも、防災倉庫点検業務に係るマニュアルを作成すべきである。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>令和4年度に防災倉庫点検業務マニュアルを作成し、業務の標準化を実施しました。</p> <p>なお、点検票については、必要な項目を明記し誰でも確認内容が把握できるよう修正しました。</p>	○	令和4年度

No.71

監査内容

報告書の頁 116

意見	<p>ア 施策実施主体の整理について</p> <p>災害ボランティアコーディネーターは、災害発生時に区災害ボランティアセンター（災害発生時に、被災地の情報を把握し、被災地のニーズを集め、全国各地から集まるボランティアの受け入れと派遣を行う機関をいう。）において運営を行う者である。災害ボランティアコーディネーターは資格制度ではなく、浜松市においては年一回、浜松市社会福祉協議会が主催で養成講座を開催し、参加者は基本的なスキルを学び、認定証の交付を受ける。市においては、毎年30人認定することを目標としており、令和4年11月現在の認定者は451人である。</p> <p>市強靱化計画によると本施策は危機管理課の所管とされているが、浜松市地域防災計画によると総括部と健康福祉部が担うこととされている。また、災害ボランティア活動に必要な人材の確保は市社会福祉協議会の役割とされており、危機管理課が主体的に実施する施策とされていない。</p> <p>災害ボランティア活動に付随する業務について、危機管理課が連携・協力すべきものは関与すべきではあるが、健康福祉部と市社会福祉協議会も含め、施策の実施主体として整理することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>災害ボランティア連絡会、浜松市社会福祉協議会、健康福祉部、危機管理課をメンバーとする意見交換等の場をつくり、そのなかで適切な役割分担を検討してまいります。</p>		措置対応中

No.72

監査内容

報告書の頁 117

意見	<p>ア 施策実施主体の整理について</p> <p>災害図上訓練とは、地図を用いて、大災害をイメージしながら、住まいや周辺地域に潜むリスクを可視化し、避難経路や避難場所などの確認、災害対応や事前対策の検討を実施する訓練である。手軽にかつ参加者が自ら考えながら実践的な対応力を身につけることができると言われ、地域防災力の向上に向けた取り組みとして広がりを見せつつある。災害図上訓練は、災害ボランティア養成講座にて実施されており、その主催は市社会福祉協議会である。</p> <p>市強靱化計画によると本施策は危機管理課の所管とされているが、浜松市地域防災計画によると総括部と健康福祉部が担うこととされている。したがって、施策の実施主体についての整理が望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	災害ボランティア連絡会、浜松市社会福祉協議会、健康福祉部、危機管理課をメンバーとする意見交換等の場をつくり、そのなかで適切な役割分担を検討してまいります。		措置対応中

No.73

監査内容

報告書の頁 118

意見	<p>ア 目標指標の適切性について</p> <p>「浜松市無電柱化推進計画」の「改定前計画」では令和3年度までに着手する箇所を掲げており、令和4年3月に改訂された「浜松市無電柱化推進計画（令和4年3月）」（以下、「改定後計画」という。）では、令和7年度までに着手する箇所を掲げている。緊急輸送路の（主）浜松環状線を含む4路線が、「改定後計画」に新たに計上されていることを確認した。</p> <p>「改訂後計画」に新たに追加された路線のうち、市強靱化計画策定時において、国土強靱化の観点からも無電柱化した方が良いと考えられていた路線が含まれている。</p> <p>目標値に挙げられていない理由として、市強靱化計画策定時において、緊急輸送路における無電柱化の方針（電線共同溝を整備するか否か）が定まっていなかったことや着手できるか否かが未定であったことが考えられる。</p> <p>今後は、追加される可能性がある路線についても国土強靱化に資するものとして地域計画の目標値に含めることが可能な数値については、市強靱化計画の見直しの際には検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	「浜松市無電柱化計画」に基づく無電柱化の整備が国土強靱化に資すると認められる路線については、市強靱化計画の見直しに合わせ、その整備を目標値に含めることを検討してまいります。		措置対応中

意見	<p>ア 無電柱化の実現に向けた再開発事業の推進について</p> <p>本施策は、市街地開発事業等区域内道路の電柱共同溝整備（電柱・電線等を地中に埋設し、道路上からなくすいわゆる無電柱化）を進めるものである。</p> <p>令和3年度における実績率は94.6%であるが、その原因は「松菱通りB-3ブロック第一種市街地再開発事業」が進展せず、その東側道路（元浜米津線）沿いの電柱の地中化が進まないことにある。市の担当者によると、無電柱化と再開発事業とは不可分の関係であり、再開発事業が進展しなければ本施策を完了させることができないということであった。当該地の無電柱化においては、再開発事業との一体的な整備が合理的なものと評価するが、多くの歩行者や車両等が行き交う中心市街地の道路として無電柱化することの意義は大きいことから、再開発事業が早期に実施されるように、市側も創意工夫を持って施行者との協議や指導に取り組んでいただきたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
市街地整備課	<p>中心市街地は多くの歩行者や車両等が行き交うことから、大規模災害時における電柱転倒等のリスクを軽減するために無電柱化は速やかに実施する必要があります。一方で、費用対効果等の観点から、当該地においては、再開発事業との一体的な整備が合理的と考えています。</p> <p>松菱通りB-3ブロック第一種市街地再開発事業について、本市はこれまでに、事業の進捗を促すため、施行者に対して都市再開発法の規定に基づく勧告を2回行うと共に、施行者との協議を3か月毎に実施していますが、事業の進捗が見られない状況です。しかしながら、再開発事業は、施行者が主体となって進めるものであり、市としては事業の早期実施について、現行以上に関与することは難しいと考えています。</p> <p>今後、事業が具体化した際は、関係機関との事前協議や調整を速やかに図るなど、施行者が円滑に事業を実施できるよう、柔軟な対応に努めてまいります。あわせて、無電柱化についても速やかに実施してまいります。</p>	—	令和4年度

No.75

監査内容

意見	<p>ア 橋梁耐震事業の優先順位付けについて</p> <p>橋梁耐震化計画における「防災」という観点からは、重点管理路線の考え方に基づき橋梁耐震工事を実施していくということでも問題ないと考えられる。</p> <p>しかし、市強靱化計画における「2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態」及び「7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺」というリスクシナリオの観点からすれば、同じ形状の跨線橋・跨道橋や同じ1次、2次、3次といった緊急輸送路の区分であったとしても、緊急性が異なっていると考えられ、場合によっては、路線が災害医療拠点や自衛隊基地、災害時民間物資集積拠点などの重要な路線であれば、橋長が15m未満であっても国土強靱化の観点（人命の保護等）からは耐震化工事を優先的に実施することも考えられる。</p> <p>このことから、市強靱化計画を改訂する際には、国土強靱化の観点から、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるためには、現状の重点管理路線の定義に留まらず、国土強靱化の観点も含めて優先順位付けを行い、計画に反映させていくことを検討されたい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>令和4年1月に浜松市重点管理路線の見直しを行うとともに、浜松市橋梁耐震化計画における重点管理路線の考え方に基づき耐震化の優先度等も見直しを行い、橋長15m未満の橋梁も耐震対策の対象としました。</p> <p>市強靱化計画の見直しにあわせ、上記の方針を計画に反映してまいります。</p>		措置対応中

No.76

監査内容

意見	<p>ア 国土強靱化地域計画で他の実施主体との連携の記載方法について</p> <p>「河川改修に伴う橋梁架け替え事業」は、県が管理している河川の治水事業と一体となって行っていく工事であり、河川課及び道路保全課が協力しながら行っているものである。このことから、河川については、河川整備計画に基づき下流から取り組んでいくものである。</p> <p>市強靱化計画によれば、「第5章 計画の推進と見直し」の「1 計画の推進と進捗管理」において、「本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。」としている。</p> <p>河川改修に伴う橋梁架け替え事業は、現状では浜松市がリスクシナリオに基づいて実施していく市強靱化計画の施策ではないと考えられる。市強靱化計画において、仮に記載するとすれば、県との連携を図りながら、または、既に作成された県の国土強靱化地域計画に位置付けられた橋梁について市強靱化計画に反映させた形で記載することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>河川改修に伴う橋梁の架け替えについては、河川改修と一体となつて行うものであり、河川管理者である静岡県と道路管理者である市が相互に連携して実施することが重要です。</p> <p>このため、河川管理者である静岡県と綿密な連携を図るとともに、市強靱化計画の見直しにあわせて、河川改修に伴う橋梁架け替えの必要性についての記載を追加してまいります。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標の適切性について</p> <p>市の橋梁に係る耐震計画としては、平成20年度に第1期耐震化計画があり、平成30年度に第2期耐震化計画が計画されている。</p> <p>市強靱化計画では、耐震化計画における市管理橋梁のうち、平成8年道路橋示方書以前に架橋したJR線等の跨線橋の耐震補強（対象20橋）を目標値として設定している。</p> <p>国土強靱化の観点から、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるためには、平成8年以降に架橋した跨線橋も含めてどの「市管理JR東海道本線等跨線橋」の耐震化の促進を整備する必要があるか検討し、市強靱化計画に反映させていく必要がある。</p> <p>次期計画の策定にあたっては、平成8年以降に架設された跨線橋についても単純に対策不要とせず、国土強靱化の観点も指標に入れたうえで、検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>道路橋の耐震対策においては、大規模地震が想定されており、現行基準と比較し耐震性能が劣る平成8年道路橋示方書よりも前の橋梁が数多く存在していることから、重点管理路線の優先度を踏まえつつ、令和10年度の完了を目途に未対策橋梁の対策を計画的かつ着実に実施してまいります。</p> <p>従って、平成8年道路橋示方書よりも前の橋梁の令和10年度の完了見通しが立った時点で、平成8年道路橋示方書以降の橋梁の耐震化についても最新の知見を取り入れながら、あらゆるリスクを見据えて検討してまいります。</p>	○	令和5年度

意見	<p>ア 施策内容及び目標指標の設定について</p> <p>令和3年度末において、浜松市の都市公園は、579箇所（うち、防災機能を有する公園として「浜松市緑の基本計画2021-2030」に掲載されているのは411箇所）が開設されている。当施策においては、このうち、名塚公園及び浜松城公園のみが対象となっている。2つの公園が国土強靱化計画で進捗管理の対象となったのは、「計画策定時（平成30年度）において、当該年度以降に継続して整備を行う必要がある主要な防災公園であり、重要性が高く、また計画の進捗度合いを鑑み実現可能性も高いと判断し、名塚公園と浜松城公園を国土強靱化計画の中に組み込んだ」としている。</p> <p>国土強靱化計画の策定過程においては、既に策定されている公園整備計画をリスクシナリオに照らしなおし、国土強靱化の観点から見ても優先順位を変更する必要はないかを検討する工程が必要であった。しかし、この過程が十分に分かる資料は保存されておらず、この検討結果は、定期的な見直しが必要なものであるのもので、適切な文書化が必要であった。</p> <p>また、2公園の整備は確かに国土強靱化に貢献するものであり、その進捗を測ることは重要ではあるため、これらを重点施策として目標指標にしたという当時の判断は理解する。一方で、当該2公園以外にも当リスクへの対応が必要な公園もあることから、当該2公園だけの整備率では、当リスクへの対応の進捗状況を測るには十分とは言えない。</p> <p>したがって、国土強靱化計画におけるリスクへ対応するためには、重点項目として特定の公園の整備計画の進捗率を測るだけでなく、例えば延焼予防効果の十分性を図る観点から、市全域を対象として、その内延焼危険度が高いとされる地区内において、公園・樹木・植栽の有用性といった視点も合わせて捉えることが望ましい。この点については、公園課管轄の通常の公園整備計画だけでは、リスク低減のための施策を十分に行うことができないのであれば、防災機能に特化した新たな整備計画や、既存公園のあり方までを含めた計画を策定することも検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公園課	<p>本市では、国土強靱化計画におけるリスクへ対応するため、2公園の整備を着実に進めているとともに、市街地における延焼予防効果の観点などを踏まえて策定した既存の都市計画公園整備プログラムに基づき、他の18公園についても整備を実施することとしています。</p> <p>その中で、特に市街地における公園整備にあたっては、用地取得に地権者の同意が必要になるなど、外的要因によって進捗が左右されるケースが多いため、整備指標値の設定は困難と考えています。</p> <p>なお、本プログラムについては災害危険度の観点を含めた優先順位の妥当性について定期的な見直しを行っており、今後もリスク低減のための施策を適切に実施してまいります。</p>	—	令和5年度

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>当施策の目標指標は、①分母が、火災予防意識向上のためのイベント用に購入したノベルティの数、②分子が各イベントで配布したノベルティの合計数となっている。購入したノベルティは、過去3年間、全数を配布しているため、目標指標の実績値(②÷①)も過去3年間100%として報告されている。</p> <p>しかし、大規模火災の発生というリスクシナリオに備え、火災予防意識を向上させるためには、ノベルティを配れば良いというものでもない。また、ノベルティは配布方法次第で余りが発生しないようにも調整できてしまう。したがって、目標指標としては適切ではなく、別の指標を設定することが望ましい。</p> <p>例えば、予防課では各イベントへの参加人数をカウントしていることから、その人数を目標指標とした方が、火災予防に関心を持つ市民の数を計測するには適切である。また、コロナ禍において、イベントの開催が難しい状況を鑑みて方針変更を行い、You TubeやSNSを利用した活動も行っている。それらの活動の有効性を図るためには、投稿の閲覧数なども目標指標として有効である。さらに、火災予防意識が高まれば、結果として火災件数も減ると考えられるので、火災件数も目標指標の一つである。</p> <p>目標指標を複合的に活用し、どのような活動が火災予防意識の向上に寄与したかを検討し、予算や人員計画、イベントの内容検討などに生かしていくサイクルが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
予防課	令和5年度末の市強靱化計画改定時に、火災予防思想の普及啓発や防火意識の向上を目的とした広報活動の効果が適切に把握できるよう、広報イベントブースへの来場者や講習会等への参加者数の合計を目標指標とすることを検討します。		措置対応中

No.80

監査内容

報告書の頁 129

意見	<p>イ ノベルティの配布について</p> <p>当施策では、使用するノベルティにつき、在庫の受け払いの記録や、残数のカウントなどを精緻に行っていなかった。そのため、ノベルティの使用数については、概数は把握できており、年間を通じて購入全数を配布し終わっていると考えているものの、イベントごとの正確な使用数は不明とのことであった。</p> <p>ノベルティは市の財産でもあるため、在庫の受け払いは適切に記録し、将来購入するノベルティの種類や数の分析に役立てるべきである。また、火災予防啓発活動の幅がオンラインにも広がっている現状を鑑み、ノベルティ配布以外にも火災予防啓発に効果的な方法があるのであれば、どんな活動が適切か、そのためにはどんな人員や予算が必要か、といった点も検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
予防課	<p>正確な在庫管理に努めるとともに、効果的な活用方法の検討資料とするために、ノベルティ在庫管理に関する受払簿を作成するよう改善を図りました。</p> <p>なお、YouTubeやSNSを利用した活動の効果も踏まえ、今後、ノベルティ配布を含めたイベントの内容についても検討してまいります。</p>	○	令和5年度

No.81

監査内容

報告書の頁 130

意見	<p>ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について</p> <p>市強靱化計画の目標値算定にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」に基づく「浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画」から算定を行っている。目標数値については、点検によって防災対策が必要と判断された全177箇所対策完了を目指しているということで、国土強靱化の観点から整合性が取れているものと考えられる。</p> <p>また、防災対策計画の作成にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」において優先順位フローに基づき①緊急性、②路線の優先順位、③安定度調査評価点換算値の点から優先順位の高いものから実施するとし、路線の優先順位としては、「緊急輸送道路、代替路線の有無、異常気象時通行規制区間、災害発生箇所数、交通量」にて優先度を設定している。</p> <p>しかし、同じ緊急輸送路であっても、国の指定している重要物流道路や防災拠点につながる道路については、「防災・減災」の観点から重要であると考えられる。今後、ガイドライン及び計画を見直す際には、国土強靱化の観点も含めた優先順位付けを行い、路線の重要度の考え方を補正することで、対策実行順の相当性を裏付けすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>道路防災対策においては、重点管理路線の考え方を踏まえつつ、施設特性に応じたリスクベースメンテナンスに基づく浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画の見直しを進めているところです。</p> <p>浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画の見直しとあわせて、市強靱化計画に反映し、より実効性の高い計画としてまいります。</p>		措置対応中

No.82

監査内容

意見	<p>ア 防災対策計画の優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について</p> <p>市強靱化計画の目標値算定にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」に基づく「浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画」から算定を行っている。目標値については、目標値は令和3～7年度までの点検結果により防災対策が必要と判断された箇所対策完了を目指しているということで、国土強靱化の観点から適切なものと考えられる。</p> <p>防災対策計画の作成にあたっては、「浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン」において下記のような優先順位フローに基づき①健全性Ⅳ、②健全性Ⅲ、③路線の優先順位、④被災ポテンシャルと施設の性能低下を軸とした健全性診断マトリックスの点から優先順位の高いものから実施するとし、路線の優先順位としては、「緊急輸送道路、代替路線の有無、異常気象時通行規制区間、災害発生箇所数、交通量」にて路線の優先度を設定している。</p> <p>しかし、同じ緊急輸送路であっても、国の指定している重要物流道路や防災拠点につながる道路については、「防災・減災」の観点から重要であると考えられる。また、同一路線の中をより細分化して考えた場合に、優先順位が異なってくるものが考えられる。今後、ガイドライン及び計画を見直す際に、国土強靱化に配慮した優先順位付けを行って、路線の重要度の考え方を補正することで、対策実行順の相当性を裏付けすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>特定道路土工構造物の修繕においては、重点管理路線の考え方を踏まえつつ、施設特性に応じたリスクベースメンテナンスに基づく浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画の見直しを進めているところです。</p> <p>浜松市斜面对策・特定道路土工構造物防災対策計画の見直しとあわせて、市強靱化計画に反映し、より実効性の高い計画としてまいります。</p>		措置対応中

No.83

監査内容

報告書の頁 132

意見	<p>ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について 「浜松市総合計画」等をはじめとする関連計画や様々な市民ニーズを踏まえ、平成29年度から10年間における道路における「つかい・つくり・まもる」について、基本理念・基本方針等を定めた「浜松市みちづくり計画」が策定されており、当計画では「みちづくりの基本方針」として、5つの方針を定め、「安全・安心な暮らしを支え、地域の活力・魅力をはぐくむみちづくり」を推進している。</p> <p>浜松市みちづくり計画によれば、浜松市のみちづくりの方向性及び基本方針は、「道を『つかい・つくり・まもる』に関する関連計画を考慮しながら、道路整備プログラムを策定し、実行している。</p> <p>「浜松市みちづくり計画」は平成29年度に策定されているため、市強靱化計画を考慮したものとなっていないが、国土強靱化の観点は反映されていると考えられる。次回、「浜松市みちづくり計画」を策定する際には、市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ることが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、国土強靱化の観点や市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ってまいります。		措置対応中

No.84

監査内容

報告書の頁 134

意見	<p>イ 目標指標について 「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として都市計画道路の整備が進められていることを確認した。</p> <p>市街地における都市計画道路の整備は、現道拡幅やバイパス整備などにより、災害時における緊急車両等の通行や安全・安心な歩行空間の確保が見込まれることや、大規模火災の発生に備え、延焼防止機能の向上が見込まれることから、引続き、計画的に進捗を管理することが望まれる。</p> <p>市街地の都市計画道路の整備率は令和3年度現在約70%であるが、道路既存施設の長寿命化の観点において橋梁の耐震補強や舗装修繕などの需要が今後高まることから、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」のバランスを踏まえ、新たな「浜松市みちづくり計画」の策定時には、目標値について十分検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」の事業バランスを踏まえるとともに、市強靱化計画における目標値を考慮して、検討してまいります。		措置対応中

No.85

監査内容

報告書の頁 135

意見	<p>ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について 「浜松市総合計画」等をはじめとする関連計画や様々な市民ニーズを踏まえ、平成29年度から10年間における道路における「つかい・つくり・まもる」について、基本理念・基本方針等を定めた「浜松市みちづくり計画」が策定されており、当計画では「みちづくりの基本方針」として、5つの方針を定め、「安全・安心な暮らしを支え、地域の活力・魅力をはぐくむみちづくり」を推進している。 浜松市みちづくり計画によれば、浜松市のみちづくりの方向性及び基本方針は、「道を『つかい・つくり・まもる』に関する関連計画を考慮しながら、道路整備プログラムを策定し、実行している。 「浜松市みちづくり計画」は平成29年度に策定されているため、市強靱化計画を考慮したものとなっていないが、国土強靱化の観点は反映されていると考えられる。次回、「浜松市みちづくり計画」を策定する際には、市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ることが望ましい。</p> <p>※「73 都市計画道路の整備（市街地）」と同じ</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、国土強靱化の観点や市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ってまいります。		措置対応中

No.86

監査内容

報告書の頁 135

意見	<p>イ 目標指標について 「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として、市強靱化計画策定時点における緊急輸送路（脆弱区間の迂回路を含む）の整備中の路線及び整備予定路線が計上されていることを確認した。 緊急輸送路は、法に基づき、有事の際の緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送路）として静岡県が予め指定しており、浜松市管理では令和3年度末現在、25路線約317kmが指定されている。 整備を推進している路線は、山間部をはじめ幅員が狭い箇所や、現道拡幅が必要な主要幹線道路が含まれており、引続き、計画的に進捗を管理することが望まれる。 道路既存施設の長寿命化の観点において、橋梁の耐震補強や舗装修繕などの需要が今後高まることが想定されることから、市として、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」のバランスを踏まえ、新たな「浜松市みちづくり計画」の策定時には、目標値について十分検討することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、「新設道路の整備」と「既設道路施設の維持補修」の事業バランスを踏まえるとともに、市強靱化計画における目標値を考慮して、検討してまいります。		措置対応中

No.87

監査内容

報告書の頁 136

意見	<p>ア 国土強靱化の観点も考慮した「浜松市みちづくり計画」の作成について 「浜松市総合計画」等をはじめとする関連計画や様々な市民ニーズを踏まえ、平成29年度から10年間における道路における「つかい・つくり・まもる」について、基本理念・基本方針等を定めた「浜松市みちづくり計画」が策定されており、当計画では「みちづくりの基本方針」として、5つの方針を定め、「安全・安心な暮らしを支え、地域の活力・魅力をはぐくむみちづくり」を推進している。</p> <p>浜松市みちづくり計画によれば、浜松市のみちづくりの方向性及び基本方針は、「道を『つかい・つくり・まもる』に関する関連計画を考慮しながら、道路整備プログラムを策定し、実行している。</p> <p>「浜松市みちづくり計画」は平成29年度に策定されているため、市強靱化計画を考慮したものとなっていないが、国土強靱化の観点は反映されていると考えられる。次回、「浜松市みちづくり計画」を策定する際には、市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ることが望ましい。</p> <p>※「73 都市計画道路の整備（市街地）」と同じ</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、国土強靱化の観点や市強靱化計画を踏まえ、内容の充実を図ってまいります。		措置対応中

No.88

監査内容

報告書の頁 136

意見	<p>イ 目標指標について 「浜松市みちづくり計画」の道路整備プログラムに掲載されている路線を主として、市強靱化計画策定時点におけるインターチェンジ等と緊急輸送路（脆弱区間の迂回路を含む）の整備中の路線が計上されており、目標指標として挙げられている路線は、令和4年度をもって完了することを確認した。</p> <p>市内には3つの高規格幹線道路（東名・新東名・三遠南信自動車道）が存在するが、令和5年度以降においても、インターチェンジ等の整備が見込まれている三遠南信自動車道（国事業）については、その進捗状況を注視し、インターチェンジ等と緊急輸送路を連絡する道路の整備について遅滞なく進めることが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路企画課	次期「浜松市みちづくり計画（令和8年度～17年度）」の策定にあたっては、三遠南信自動車道（国事業）の進捗状況に注視するとともに、インターチェンジと緊急輸送道路を連絡する道路の整備が図られるよう、検討してまいります。		措置対応中

No.89

監査内容

報告書の頁 137

意見	<p>ア 進捗状況の開示について</p> <p>市強靱化計画では、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生に備えるため、高塚川流域浸水対策アクションプランの施策を実施している。目標指標の1つとして「高塚川流域において平成27年9月洪水と同規模洪水に対する床上浸水戸数の解消割合」が掲げられており、令和7年度までに100%を目指している。</p> <p>当プランは10年にわたる施策であり、毎年、当プランの進捗状況をPDFにまとめ、市HPに開示している。毎年の進捗状況は写真や図を多用してコンパクトにまとめられており、当プランの詳細を把握してなくても、理解しやすい内容になっている。</p> <p>一方、10年にわたる施策であるため、毎年、劇的な変化はなく、PDFの過半は同じ内容であった。毎年、市HPに毎年の進捗状況を載せる趣旨からすると、当施策の実施により、当年度に何が変わったか、具体的に一目でわかるように強調して開示することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
河川課	令和5年度にHPに掲示するアクションプランの進捗状況では、事業の実施内容や変化の様子等が市民へ伝わりやすいよう、令和4年度に実施した内容を強調し、掲載しました。	○	令和5年度

No.90

監査内容

報告書の頁 138

意見	<p>ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について</p> <p>法定5施設（橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）については、それぞれについてガイドライン及び長寿命化計画が策定されている。現在、同計画に基づき点検を実施し、健全性の低下した施設を修繕対象施設としている。</p> <p>法定5施設の重要度決定に際しては、リスクベースメンテナンスの考え方が導入されており、重点管理路線の区分の考え方が採用されている。平成27年12月に策定した「浜松市重点管理路線」は、主に交通量を評価した平常時路線、緊急輸送路等の重要度を評価した緊急時路線で構成されており、いずれかの路線に該当する場合は、道路施設の優先的な維持管理を行っていくものである。現段階では、修繕対象施設は、次の点検までに措置することになっており、着実な修繕が行われている。</p> <p>長寿命化の観点からは、このような観点での優先順位付けで十分と考えられるが、国土強靱化の観点からは、重点管理路線の考え方に防災・減災の考え方を盛り込むことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>長寿命化対策においては、重点管理路線の考え方を踏まえつつ、施設特性に応じたリスクベースメンテナンスに基づく長寿命化計画の見直しを進めているところです。</p> <p>法定5施設（橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）の長寿命化計画の見直しと合わせて、市強靱化計画に反映し、より実効性の高い計画としてまいります。</p>		措置対応中

No.91

監査内容

報告書の頁 140

意見	<p>ア 長寿命化計画における優先順位の決定にあたっての重要路線の考え方について 法定5施設（橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識）については、それぞれについてガイドライン及び長寿命化計画が策定されている。現在、同計画に基づき点検を実施し、健全性の低下した施設を修繕対象施設としている。</p> <p>法定5施設の重要度決定に際しては、リスクベースメンテナンスの考え方が導入されており、重点管理路線の区分の考え方が採用されている。平成27年12月に策定した「浜松市重点管理路線」は、主に交通量を評価した平常時路線、緊急輸送路等の重要度を評価した緊急時路線で構成されており、いずれかの路線に該当する場合は、道路施設の優先的な維持管理を行っていくものである。現段階では、修繕対象施設は、次回の点検までに措置することになっており、着実な修繕が行われている。</p> <p>長寿命化の観点からは、このような観点での優先順位付けで十分と考えられるが、国土強靱化の観点からは、重点管理路線の考え方に防災・減災の考え方を盛り込むことが望ましい。</p> <p>※「77 道路施設（法定5施設）の老朽化対策」と同じ</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
道路保全課	<p>長寿命化対策においては、重点管理路線の考え方を踏まえつつ、施設特性に応じたリスクベースメンテナンスに基づく長寿命化計画の見直しを進めているところです。</p> <p>法定5施設を除くその他の施設の長寿命化計画の見直しと合わせて、市強靱化計画に反映し、より実効性の高い計画としてまいります。</p>		措置対応中

意見	<p>ア リスク・シナリオと施策内容の関連性について</p> <p>当施策の目標指標は、エネルギー自給率の向上である。電力を自力で確保できる家庭等の比率を長期的に増やすことを目的に、再生可能エネルギー設備等の導入に係る費用の一部を補助しており（主に一般住宅向け、一部事業者向けもあり）、令和12年に30%の自給率を達成することが目標として設定されている。</p> <p>再生可能エネルギーは非常用電源として災害時に活用することが可能であるため、エネルギー自給率の向上については、大規模災害時に生活環境を維持できるかの指標にはなる。</p> <p>しかし、個別の施設を対象としていないこと、エネルギー自給率という指標は市全体の電気量が計算の対象であり災害時拠点の重要性は反映されないことから、リスクシナリオと施策内容・目標指標の関連性が薄い。</p> <p>市強靱化計画におけるリスクシナリオと施策内容・目標指標の関連性検討について、カーボンニュートラル推進事業本部は、関連各部署と連携して検討することが望ましい。カーボンニュートラル推進事業本部は、再生エネルギーの長所短所の知識や、設備導入のノウハウ等を有する部署として、災害対策としての再生可能エネルギー設備のあり方を検討するのが、国土強靱化計画の推進において求められる役割である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
カーボンニュートラル推進事業本部	<p>次回の市強靱化計画の見直しに合わせて、災害対策としての再生可能エネルギー設備のあり方について検討してまいります。</p>		措置対応中

No.93

監査内容

報告書の頁 142

意見	<p>ア 施策内容について</p> <p>当施策では、避難行動要支援者が対象品目を購入する際に補助金を支給することで、避難行動要支援者の災害対策の支援を行っている。</p> <p>対象品目は「発動発電機・外部バッテリー」「情報機器」「ベッドフレーム」の3点である。パンフレット「障害福祉のしおり」では、当施策は「日常生活用具費の助成」として紹介されており、災害時に役立つ用品ではあるものの、防災を主眼として行っている施策ではない。</p> <p>また、現在では発動発電機・外部バッテリーの購入補助がメインとなっており、施策の内容と、紐づけられているリスクシナリオ「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」との関連性は低い。</p> <p>障害者の方にとって有益な施策ではあるが、国土強靱化計画の中に個別の施策に含まれるべきものであるか、含まれる場合にはどのリスクシナリオに対応したものであるのか、再考することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>リスクシナリオ「1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」は、対象品目3点のうち、主には防災ベッドフレームを想定したものとなっています。</p> <p>発動発電機・外部バッテリーの購入補助が補助件数のメインとなっている現状下にあつては、当該リスクシナリオとの関連性は低いことから、当計画の個別施策に含めるべきかの検討結果を踏まえて、含まれる場合には、適切なリスクシナリオへの変更について調整します。</p>		措置対応中

No.94

監査内容

報告書の頁 142

意見	<p>イ 目標指標について</p> <p>当施策の目標指標は、「避難行動要支援者を災害時に守るための、防災ベッドフレーム等の給付」である。具体的には、分子は給付数、分母は給付希望数として算定している。ただし、要件を満たす方からの申請に対してはすべて補助を行うため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。</p> <p>目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標は適切ではない。当施策においては、補助を必要とする方に適切に情報を届けていくことが重要であるので、国土強靱化計画の個別施策として継続する場合には、施策の周知状況等を確認する方が望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>補助を必要とする方に適切な情報を届けられるよう周知方法の見直しを図り、啓発を強化します。</p> <p>また、当計画の個別施策として継続するか否かについての検討を進めるなかで、継続する場合には施策の進捗状況や取り組みの良否を測ることができるよう適切な目標指標への設定見直しについて調整します。</p>		措置対応中

No.95

監査内容

報告書の頁 143

意見	<p>ア マニュアル内容の確認について</p> <p>当施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の3課が、それぞれ所管する福祉施設に対して、津波避難行動マニュアルを策定させることである。</p> <p>目標指標が100%近くで推移していることから分かりますとおり、ほとんどの施設において津波避難行動マニュアルが策定されており、市のサポートも効果を発揮している。</p> <p>一方で、現状、市の助言としてはマニュアルの策定の有無のみにとどまっており、その質までは確認していないとのことである。「マニュアルの策定」という最初のステップはおおむねクリアできていることから、次のステップとして、マニュアルの内容の適切性についても確認することが望ましい。</p> <p>担当課は、必要に応じて危機管理課の助言を得ながら、マニュアルの適切性に関して点検すべき項目のリストアップなどを行うことが必要である。また、施設監査等の際には、マニュアルと現場の状況に不整合がないかといった観点も確認することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	マニュアルの適切性に関して点検すべき項目を確認し、具体的な対応について調整します。		措置対応中

No.96

監査内容

報告書の頁 144

意見	<p>ア 施策内容について</p> <p>当施策は、避難行動要支援者に対する支援体制づくりに関する、パンフレットを作成し、配布することである。</p> <p>しかし、実際には、当パンフレットは平成27年度に作成され、配布もほぼ翌年度中に終了しているものである。すなわち、国土強靱化計画が策定された平成30年度時点で既に完了している施策であり、なぜ国土強靱化計画の一施策に位置付けられたのか、その経緯は担当課では不明とのことであった。国土強靱化計画は、各施策の推進を図るとともに定期的に進捗管理や評価を行うためのものであり、すでに終了した施策が含まれたのは、適切でなかった。</p> <p>避難行動要支援者に対する支援に関しては、当パンフレットの作成・配布で意図していた「避難行動要支援者へのサポートの必要性の周知」というフェーズは完了し、「避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定」というフェーズに移っている。よって、現在行っていない当施策は、国土強靱化計画からは除外することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	平成30年度時点で既に完了している施策であるため、市強靱化計画から除外することについて調整します。		措置対応中

No.97

監査内容

意見	<p>ア 目標指標について</p> <p>当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。</p> <p>目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。</p> <p>しかし、目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
介護保険課	当施策と、市強靱化計画に記載する「避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）」との統合について検討してまいります。		措置対応中

意見	<p>イ 名簿登録の網羅性について</p> <p>介護保険課では、必要に応じて、対象となる方に当制度の案内を行うとともに、「広報はままつ」や市HPへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。要介護者の多くは高齢者でもあるため、高齢者福祉課が行う75歳時の意向調査の対象とはなるが、それ以外の要介護者に対しては網羅的に制度周知を行うタイミングはなく、本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。</p> <p>なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。</p> <p>現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。</p> <p>要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
介護保険課	<p>従来行っていた年に1回の意向調査や広報への掲載、自治会・民生委員への協力依頼に加え、高齢者と日ごろ接点がある地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、制度の周知や対象者への相談対応について協力を依頼しました。</p> <p>また、民生委員に毎年依頼する実態調査の説明資料の中で、制度についてより詳しく周知し、協力を依頼しました。</p>	○	令和5年度

No.99

監査内容

意見	<p>ウ 名簿の正確性について</p> <p>要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるということである。</p> <p>現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
介護保険課	<p>高齢者と日ごろ接点がある地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに対して、制度について周知し、要支援者（同意者）の相談を受け、情報に変更があれば市へ届出するよう呼びかけることについて依頼しました。</p>	○	令和5年度

意見	<p>エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について</p> <p>当施策は、国土強靱化計画において、介護保険課が単独で実施する施策として位置付けられている。障害保健福祉課・高齢者福祉課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。</p> <p>しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。</p> <p>当要支援者名簿制度は、要支援者と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な方へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割をもつ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることが望ましい。</p> <p>以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
介護保険課	障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割する体制の見直しを検討してまいります。		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標について</p> <p>当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。</p> <p>目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。</p> <p>しかし、目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	当施策と、市強靱化計画に記載する「避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）」との統合について検討してまいります。		措置対応中

意見	<p>イ 名簿登録の網羅性について</p> <p>障害保健福祉課では、障害者手帳の新規取得時に、全員に対し当制度の案内を行っている。加えて、「広報はままつ」や市HPへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。障害者手帳の更新時にも制度の案内は実施しているが、網羅的に確認を行うのは取得時の1回のみであり、その後は本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。</p> <p>なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。</p> <p>現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。</p> <p>要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き障がい者相談支援センターなどの障がいのある方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>従来行っていた障害者手帳の取得時・更新時の制度周知や広報への掲載、自治会・民生委員への協力依頼に加え、障がい者と日ごろ接点がある障がい者相談支援センターに対して、制度の周知や対象者への相談対応について協力を依頼しました。</p> <p>また、民生委員に毎年依頼する実態調査の説明資料の中で、制度についてより詳しく周知し、協力を依頼しました。</p>	○	令和5年度

No.103

監査内容

報告書の頁 149

意見	<p>ウ 名簿の正確性について</p> <p>要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるとのことである。</p> <p>現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、障がい者相談支援センターなどの障がいのある方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>民生委員に毎年依頼する実態調査の説明資料の中で制度について、より詳しく周知し、協力を依頼しました。</p> <p>また、障がい者相談支援センターに対して、制度の周知や対象者への相談対応について協力依頼しました。</p>	○	令和5年度

No.104

監査内容

報告書の頁 150

意見	<p>エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について</p> <p>当施策は、国土強靱化計画において、障害保健福祉課が単独で実施する施策として位置付けられている。高齢者福祉課・介護保険課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。</p> <p>しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。</p> <p>当要支援者名簿制度は、要支援者と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な方へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割を持つ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることが望ましい。</p> <p>以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割する体制の見直しを検討してまいります。</p>		措置対応中

No.105

監査内容

意見	<p>ア 目標指標について</p> <p>当施策の目標指標は、「災害時避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）の作成」である。具体的には、分子は名簿に実際に掲載されている人数、分母は名簿に掲載を希望している人数である。ただし、要望があった方については基本的に全員名簿に掲載しているため、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。</p> <p>目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標のみで運用をすることは適切でない。要支援者名簿の制度が始まった当時は、まず名簿を整備することが目標であったことは理解する。</p> <p>しかし、目標指標は国土強靱化計画のスタート前である平成28年度から、継続して100%を達成しており、当初のフェーズは終了した。今後は、真に支援が必要な方を漏れなく正確に要支援者名簿に登録することや、名簿掲載者の個別避難計画の作成を進めることがメインとなるフェーズであることから、それらの進捗を測ることが可能な指標も追加することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	当施策と、市強靱化計画に記載する「避難行動要支援者の支援充実（個別計画作成）」との統合について検討してまいります。		措置対応中

意見	<p>イ 名簿登録の網羅性について</p> <p>高齢者福祉課では、10月31日を基準日として、75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人に郵送で意向調査を実施している。加えて、「広報はままつ」や市HPへの掲載により、制度を周知している。また、民生委員に名簿を配布する際に、新規で支援が必要と思われる方に制度の紹介をするよう依頼しているとのことであった。しかし、網羅的に確認を行うのは前述の1回のみであり、その後は本人からの申し出や、自治会及び民生委員からの協力によって名簿の新規登録を行っているとのことである。</p> <p>なお、転居などにより住民票の住所が変更になった場合、住民票の住所の変更に伴い旧住所の自治会の名簿からは名前が削除される。住所情報だけでは所属自治会の判別が難しいこともあり、本人からの申し出がなければ、新住所の自治会にはその情報が引き継がれず、名簿に情報は記載されない。</p> <p>現状の制度を踏まえると、支援が必要な方が網羅的に名簿に掲載されているかにつき、問題がないという心証を得ることができなかった。支援が必要でない方まで、名簿に登録する必要はないが、一方で網羅性の担保は当制度の根幹であり、改善の余地がある。</p> <p>要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるかどうか、自己判断が難しいケースも多いとのことである。したがって、当制度を広報等で広く周知することの継続に加えて、引き続き地域包括支援センターなど的高齢者の方と日ごろ接点がある機関に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる方に情報提供を行っていくことが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	<p>従来行っていた年に1回の意向調査や広報への掲載、自治会・民生委員への協力依頼に加え、高齢者と日ごろ接点がある地域包括支援センターに対して、制度の周知や対象者への相談対応について協力を依頼しました。</p> <p>また、民生委員に毎年依頼する実態調査の説明資料の中で、制度についてより詳しく周知し、協力を依頼しました。</p>	○	令和5年度

No.107

監査内容

報告書の頁 152

意見	<p>ウ 名簿の正確性について</p> <p>要支援者名簿の正確性を担保するためには、要支援者が転居・施設入所等をした場合に、なるべく早く漏れなく、その情報を要支援者名簿に反映させることが必要である。現在の要支援者名簿システムは、介護施設入所情報や障害者情報と紐づいており、日次・月次で連携が行われている。ただし、福祉関係の情報や、住民票の情報が、必ずしも現況と一致するわけではないことから、要支援者名簿システムの情報が現況を反映していないこともありうるとのことである。</p> <p>現在の要支援者名簿システムは、住民基本台帳情報や、福祉情報（介護施設入所情報、障害者情報など）を連携できている点では、正確性を担保するための工夫がされている。一方で、限界もあることから、地域包括支援センターなどの高齢者の方と日ごろ接点がある機関に引き続き協力を仰ぎ、要支援者名簿の更新が必要な際に適切に行われるよう、呼びかけを行うことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	高齢者と日ごろ接点がある地域包括支援センターなどに対して、制度について周知し、要支援者（同意者）の相談を受け、情報に変更があれば市へ届出するよう呼びかけることについて依頼しました。	○	令和5年度

No.108

監査内容

報告書の頁 153

意見	<p>エ 国土強靱化計画上の当施策の担当課について</p> <p>当施策は、国土強靱化計画において、高齢者福祉課が単独で実施する施策として位置付けられている。障害保健福祉課・介護保険課も、それぞれ「避難行動要支援者の支援充実」という施策名で、避難行動要支援者名簿の作成を単独の施策を行うこととされている。</p> <p>しかし実際には、「災害時避難行動要支援者名簿」は高齢者や要介護者、障がいのある方などをまとめた単一のものであり、作成や更新などは、三課が共同で行っている。要支援者名簿システム自体の運用管理は、福祉総務課が担当している。また、危機管理課は福祉総務課とともに支援対策の全般について担当し、防災の啓発活動を行うことなどを通じて、福祉関係機関との連携を行っている。</p> <p>当要支援者名簿制度は、要支援者と自治会を中心とする地域の方とのかかわりを深め、支援が必要な方へのサポートを届けることを目的として行っている施策であることや、名簿への新規登録や更新にかかる情報は、自治会や民生委員から提供されることも多いため、自治会や民生委員との接点を日常的に持っている各区役所も重要な役割をもつ。区役所には、各種福祉制度の窓口業務があり要支援者との接点が多い点や、防災担当者が設置されている点からも、より積極的に関わることが望ましい。</p> <p>以上より、要支援者名簿に関する施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割して実施するべきものではない。国土強靱化計画上の施策の切り分け単位の見直しや、担当課の役割分担の再検討を行い、各部署が連携して取り組むべき施策であることを明確にすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
高齢者福祉課	障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の三課に分割する体制の見直しを検討してまいります。		措置対応中

No.109

監査内容

報告書の頁 154

意見	<p>ア 当事者と福祉専門職、地域住民とをつなぐ役割との連携 名簿同意者数のうち、個別計画作成の割合100%を目指しているところであるが、現在、72%程度にとどまっている。この原因として、全体的にどのような要因があるか検討した資料及び対策をまとめた資料を求めたところ、自治会ごとの要因、その対策についての資料であった。理由として、地域ごとで進捗や制度の理解、取組みに対する温度差があり、全市的な要因分析が難しいことがある。現在は、作成率の低い地区（自治会）を中心に聞き取りを行っている段階であるが、要支援者に対する聞き取りや個別計画の作成にあたっては、危機管理課と自治会との連携だけでなく、福祉に関わる他部署の連携など横断的な仕組みの構築が必要と考えられる。また、福祉専門職である介護福祉士及びケアマネージャーなど外部の専門家とも協力していくことで制度の理解や個別計画がより良いものとなると考えられるため、福祉専門職を巻き込んでいく仕組みの構築を検討することが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>現在、災害時避難行動要支援者についての対応は、危機管理課だけでなく、福祉総務課ほか福祉関係部局とも連携して実施しております。 ケアマネージャーなど福祉専門職と個別避難計画作成についての意見交換につきましては、12月に実施を予定しており、福祉専門職の協力の可能性について検討を進めてまいります。</p>	○	令和5年度

No.110

監査内容

報告書の頁 155

意見	<p>ア 施策内容について 聴覚及び音声言語の身体障害者手帳を持っている方に対し、FAXにて災害時に情報提供を行っている。しかし、大規模災害時により停電が発生した場合には、受信側でFAXが使えず、当施策のみでは情報提供が適切に行えない可能性も高い。 国土強靱化の観点からは、停電になるような大規模災害が発生した場合でも、避難行動要支援者を含む市民に対し、適切に情報提供を行う施策を検討するべきであり、この施策だけでは災害時の情報提供手段としては必ずしも十分ではない。 登録者数は令和4年10月現在で34人と多くなく、防災ほっとメール等の他の情報入手手段を併用している登録者も多かった。この点からも、当施策は国土強靱化計画の中で個別の施策として位置付けるよりも、危機管理課が行っている市民全体への緊急情報の伝達に関する施策の中で、障害保健福祉課が、障がいのある方への配慮が漏れていないか検討し、「障がいの有無にかかわらず、大規模災害時にどのように情報伝達を行い、リスクシナリオに対応するか」を検討することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	<p>個別の施策とするかを含め災害時に情報が確実に届く仕組みについて検討してまいります。</p>		措置対応中

No.111

監査内容

報告書の頁 155

意見	<p>イ 目標指標について</p> <p>当施策の目標指標は、「情報提供を必要としている視覚・聴覚障害者の把握率（必要としている視覚・聴覚障害者数）」である。具体的には、分子はFネットへの登録者数、分母はFネットへの登録希望者数である。ただし、登録希望があった方は全員登録をし、一定の基準に従って情報を配信していることから、国土強靱化計画策定から現在に至るまで、目標指標の実績率は常に100%である。</p> <p>目標指標は、各施策の進捗状況や、各課での取り組みの良否を測るためのものであり、常に100%になるような指標は適切でない。当施策を国土強靱化計画の個別施策として継続する場合には、必要な方に広く当施策を周知することや、FAXの不達をなくすこと、FAXに依存しない複数情報源の提供といった観点から、目標指標を再設定することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課	個別施策として継続する場合、情報発信の方法や情報到達の確実性等の指標について検討してまいります。		措置対応中

No.112

監査内容

報告書の頁 156

意見	<p>ア 応急救護所に備え付けのスマートフォンの管理について</p> <p>市内の災害時の情報システム体制においては、LINEWORKSをメインで使用して情報収集・発信を行うこととなっている。救護所（主に小中学校などの避難所。市内73か所）にも、LINEWORKSのアプリをインストールしたスマートフォンが割り当てられており、大規模災害時には当該スマートフォンを使って情報収集等を行う想定であるとのことである。</p> <p>しかし、スマートフォンは各救護所の防災倉庫内等で保管されており、大規模災害時に使用できる状態を保っているかどうか、例えば電源が入る状態で保管されているかの確認までは行っていないとのことであった。</p> <p>大規模災害時であっても、滞りなく情報収集が可能なよう、備えを強化することが必要である。例えば、定期的に電源を入れて使用可能か確認するルールを設ける、データ通信のバックアップとして費用は掛かるがデュアルSIMを検討する、などが考えられる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	<p>令和4年度から、スマートフォンを応急救護所副班長の自宅で保管するよう運用を改めました。あわせて、定期的に電源を入れ、LINEWORKSを起ち上げたうえで通信可能か確認することとしました。</p> <p>なお、該当する職員に対しては、地区防災班員の説明会等にて周知いたしました。</p>	○	令和4年度

意見	<p>イ 複数システムを包括した形での訓練の実施について</p> <p>市では、災害時の情報把握の手段として、浜松市情報システムをはじめとし、システムが多岐にわたっているため、各システムを混乱なく使い、情報収集・発信をするためには、訓練を行うことが必須である。しかし、コロナ禍にあり、各機関・システムを包括・連携した形で情報伝達訓練を実施したのは、直近では令和元年度とのことであった。したがって、直近3年度の目標指標はすべて100%（年1回ずつの実施）となっているが、市独自で縮小した形で実施したのも訓練数に含んでいる。監査対象年度である令和3年度においては、「総合防災訓練」は県全体で中止になり、EMIS・FUJISAN・LINEWORKS等を実施して行う予定だった「地震対策オペレーション2021」も中止となったため、市のみで実施できる訓練や、研修・説明会等を行なったとのことである。</p> <p>システムごとに主管が異なるため、市だけの判断で、各機関やシステムを包括・連携した形での訓練実施可否を決定できるものでもないことは理解する。一方で、大規模災害時において、複雑なシステムを効果的かつ効率的に使用するためには、やはり訓練は必須である。できるだけ各システムを包括した形での訓練が実施できるよう、他の機関に働きかけをし、各システムの習熟訓練をすることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	<p>令和5年度においては、8月29日に静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）を実施し、EMIS・FUJISAN・LINEWORKSといった複数のシステムを利用し、大規模災害時に必要な情報収集・発信するための訓練を行いました。</p> <p>なお、今後は、コロナ禍等で総合防災訓練が実施できない場合においても、静岡県等と連携し、各システムを包括する訓練を実施できるよう調整してまいります。</p>	○	令和5年度

意見	<p>ア 循環備蓄の導入検討について</p> <p>応急救護所で使用する医薬品及び医療資機材についての更新計画を立案し、それに従って毎年更新を行っている。応急救護所統一セット（以下、「救護所セット」という。）の中身は、温度管理が必要なもの等もあり、各応急救護所（主に小中学校）で日常的に管理するのは難しいことから、浜北区内の救護所用の分を除き、保健所内で救護所ごとにコンテナに入れられて管理している。大規模災害時には、輸送に係る協定を結んでいるタクシー協会や、市役所の人員などで協力して、各応急救護所に救護所セットを移送する想定とのことである。</p> <p>現状の集中管理の方法では、救護所セットを各応急救護所に運ぶまでに時間やコストがかかる。道路が寸断される状況なども考えられるため、できるだけスムーズに各救護所に救護所セットを備え付ける方法について、検討を進めることが望ましい。</p> <p>なお、浜北区内の救護所の救護所セットは、浜松赤十字病院との「災害時医療救護活動協定」に基づき、大規模災害時には病院内の循環備蓄等を用いて医薬品及び医療資機材を調達することとなっている。この循環備蓄等を用いた方法は、実際に医薬品・医療資機材を使用する場所で備蓄するため、運搬するための時間やコストを削減できることに加え、市の管理コストや廃棄コストが減らせるというメリットがある。</p> <p>循環備蓄を用いた医薬品・医療資機材の導入には、医療機関や医薬品・医療資機材の卸業者との協力などが必要ではある。しかし、現状の集中管理体制には弱点もあることから、関係者の協力を仰ぎ、検討を進めることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	<p>各区活動拠点（各区区役所）へ救護所セットを配置し、災害時に円滑に対応できるよう改善します。</p> <p>また、市内災害拠点病院（聖隷浜松病院、浜松医療センター、浜松医科大学医学部附属病院、聖隷三方原病院）と調整し、大規模災害時の医療資機材調達の協力を仰ぎます。</p>		措置対応中

No.115

監査内容

報告書の頁 159

意見	<p>イ 医療資機材の輸送方法確保について</p> <p>応急救護所用の医薬品及び医療資機材は、浜北区内の救護所の救護所セットを除き保健所内で集中管理を行っている。そのため、大規模災害時には、各救護所に迅速に物資の輸送を行う方法を確保しておく必要がある。</p> <p>これについて浜松市では、平成29年に浜松市タクシー協会、静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部と「災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書」を締結しており、浜松市からタクシー協会に対し、人（災害従事者、負傷者、要配慮者等）及び物資等の輸送業務、災害の状況及び被害情報等の情報提供について協力要請ができることとなっている。</p> <p>両タクシー協会は、LINEWORKSの災害医療ネットワークにアカウント登録されており、情報交換を行える体制は最低限整備されていたものの、物資等の輸送業務や道路状況の確認に関する訓練は、協定が締結された平成29年を最後に実施されていない。</p> <p>また、協定締結時にはFAXによる情報伝達が想定されていたが、当時と比較すると、LINEWORKSの導入など市の情報伝達体制はアップデートされている。現在の医療資機材の集中管理体制においては、輸送手段の確保は必須であるから、現体制を前提とした具体的な手順を整理するとともに訓練の実施が望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	LINEWORKSを活用し、物資等の輸送業務や道路状況の確認等、具体的な訓練を行うよう見直しを行います。		措置対応中

No.116

監査内容

報告書の頁 160

意見	<p>ア 安否確認システムへの登録の網羅性について</p> <p>大規模災害時の市と医療関係者との情報通信手段として、市では安否確認システムを導入している。令和4年8月時点での当システムへの医療関係者の登録状況を確認したところ、当システムへの登録を依頼している医師会・薬剤師会合計で53%であった。</p> <p>この登録状況では、大規模災害時に医療関係者の安否及び救護所への参集可否等の情報伝達をしても、有効に機能しない可能性がある。各医療機関は民間の団体や個人事業主であり、安否確認システムへの登録を強制することはできない点は理解するものの、市として、当システムの周知をするとともに、その登録の必要性を呼び掛けることで、登録率を向上させる取組みが望まれる。</p> <p>なお、浜松市歯科医師会に関しても、当初は市の安否確認システムに登録していただくことを想定していたが、静岡県歯科医師会が独自の安否確認システムを導入していることから、重複を避けるため、現時点では浜松市歯科医師会の理事のみが市の安否確認システムへ登録されている。浜松市歯科医師会との情報伝達に関しても、実際の運用方法を確立させることが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	<p>令和5年9、10月に医師会関係者に対し、安否確認システムへの登録依頼を通知した結果、令和4年度末の登録率が52.5%だったところ、令和5年10月末時点では70.9%に向上いたしました。医師会に対しては、今後も定期的にシステムへの登録を依頼してまいります。</p> <p>薬剤師会及び歯科医師会についても、安否確認システムへの登録率が向上するよう、今後調整を行ってまいります。</p>	○	令和5年度

No.117

監査内容

報告書の頁 160

意見	<p>イ 医療関係者の安否確認システム回答率について</p> <p>安否確認システムを用いた訓練への参加状況を確認するため、令和2年8月における通信訓練時の医療関係者の安否確認システム回答率について確認を行った。医師会・薬剤師会合計で、回答率は、各会所属数に対して38%、有効に受信した数に対して87%であった。</p> <p>各医療関係者に安否確認システムへの訓練参加を強制することはできない点は理解するものの、一方で大規模災害時に当システムを通じた情報伝達を十分に機能させるためには、市として、各会と連携してメールアドレスの登録を促すとともに、回答率を向上させる取り組みが望まれる。訓練内容や当システムへの回答方法の周知を行うとともに、回答がない医療機関へ回答を促すように通知を再送するルールを設けるといった取り組みが考えられる。</p> <p>なお、令和3年度においては、コロナ禍もあり通信訓練は実施していないが、日常的に医療調整本部（健康医療課）と新型コロナウイルス感染症重点医療機関との間で、安否確認システムを利用した入院患者数の確認などは毎日実施していたとのことであり、当システムの利用の習熟自体は高まっている。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	回答がない医療機関へ再度回答依頼を送付する等のアフターフォローができるよう、訓練の見直しを行います。		措置対応中

No.118

監査内容

報告書の頁 161

意見	<p>ウ 目標指標の設定について</p> <p>当施策の目標指標は、「医療救護本部及び医療機関の間での、通信訓練の実施回数（年2回）」である。しかし、この目標指標では、訓練実施の有無しかわからず、その質を測ることができない。</p> <p>安否確認システムへの登録率や、通信訓練への回答率を向上する取り組みの継続が重要である。したがって、「安否確認システムへの医療関係者の登録率」及び「情報伝達訓練時の回答率」を目標指標として設定し、両課題への対応の進捗を測定していく方が、目標指標の設定としては適切であると考えます。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	訓練を適切に評価できるよう見直しを行い、情報伝達訓練時の回答率を目標指標として設定します。		措置対応中

No.119

監査内容

報告書の頁 162

意見	<p>ア 目標指標の設定根拠について</p> <p>当施策の内容は、医療救護に関する防災訓練を実施することであり、その目標指標は「医療従事者の地域防災訓練等への参加人数（300名）」である。当目標人数の設定根拠についてヒアリング等を行なったところ、国土強靱化計画策定時点における過去の参加人数等を参考に決定しているとのことであった。</p> <p>しかし、平成30年度の参加人数が981人、国土強靱化計画が策定初年度である令和元年度の参加人数が670人であることを鑑みると、参加目標人数が低く設定されていた可能性は否めない。今後、国土強靱化計画の見直しをする際に、目標人数の再検討をすることが望ましい。</p> <p>また、医療関係者は民間の団体又は個人事業主であることから、医療救護訓練への参加を強制することはできないし、コロナ禍により参集型の訓練の実施が難しい状況でもある。防災訓練の中では、安否確認システムを使った情報伝達訓練も行われていることから、当情報伝達訓練への参加率（安否確認システムへの登録比率や、情報伝達訓練の回答率）も、当施策の目標指標となりうる。目標指標の追加についても、検討することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
健康医療課	より実践的な訓練となるよう内容を見直した後、新たな目標指標の設定を検討します。		措置対応中

No.120

監査内容

報告書の頁 163

意見	<p>ア 対象とする施設の範囲について</p> <p>当施策は、障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の3課がそれぞれ所管する福祉施設の入所者が、停電時に避難所（福祉避難所）等へ安全に避難することができない場合に、自施設で安全確保ができるよう、非常用発電機を整備させることである。しかし、当施策の中で対象としているのは、浜松市津波避難計画における南海トラフ巨大地震（レベル2）（防潮堤設置後）の津波浸水想定区域内にある福祉施設30施設のみであった。</p> <p>国土強靱化計画は、津波のみならず、様々な大規模自然災害を対象としていることから、対象施設の適切性を再検討すべきである。担当課では、前段の検討の結果対象に含まれたにもかかわらず、非常用発電機を保有していない施設があれば、設置するように促していくことが望まれる。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	対象施設の範囲について見直すことを検討します。非常用発電を保有していない施設には、引き続き補助制度等を活用し設置するよう促します。		措置対応中

意見	<p>イ 発電機性能の十分性の確認について</p> <p>当施策では、対象施設が非常用発電機を保有しているかどうかにつき確認を行っているが、各施設が保有している非常用発電機の性能までは確認をしていないとのことであった。</p> <p>当施策のスタート時点においては、まず非常用発電機を導入させることが第1ステップであったという点は理解する。しかし、次のステップとして、単に非常用発電機があるかどうかだけではなく、緊急時に問題なく使用できるように、燃料の備蓄や緊急時の燃料確保策、性能の把握や訓練の有無などに関しても、市として確認することが望ましい。</p> <p>担当課では、電気が寸断された場合の対策状況について確認するとともに、対象施設が必要な対策を行えるよう助言を行うことが望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課	<p>施設訪問時に緊急時の対応の確認や避難訓練を行うよう指導を行っていますが、非常用発電機の性能の確認については障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課の3課で対応は統一されていませんでした。</p> <p>施設訪問や対象施設への調査において、非常用発電機の性能の確認や訓練の有無など緊急時に必要な対策を行うよう助言していきます。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 施策内容及び目標指標の設定について</p> <p>当施策により対策が求められている文化財は、目標指標では広く「市所有の主要文化財」とされている。しかし、実際には当施策の対象（すなわち目標指標の分母）は、市が所有又は管理している12の建造物及び石垣のみに絞られていた。</p> <p>これは、建造物は見学者が中にある可能性があり、地震が発生した際に人的被害が発生する可能性が高いこと、また石垣も倒壊した際に危険性が高いことから、紐づけられている2つのリスクシナリオの双方に対応するものであると判断し、対象を建造物及び石垣に絞ったとのことであった。</p> <p>地震が発生した際に、市民の生命に危険を及ぼす可能性が高いのは建造物及び石垣であり、それをまず対策の対象とした当時の判断は理解する。一方で、市強靱化計画で対策の対象としている災害は地震だけではない。またリスクシナリオ8-7は、市民の身体に及ぼす危険性よりは、大規模自然災害により文化財が毀損することで付随して起こるリスクを指している。以上より、建造物及び石垣以外の文化財に対しても、優先順位をつけながら災害対策を行うことが望ましい。実際、令和3年7月に文化庁から認定された「浜松市文化財保存活用地域計画」においては、建造物または石垣以外に対する災害対策事業も行う予定とされていることから、当計画と市強靱化計画を連携させることで対応が可能となる。</p> <p>また、現状の目標指標では建造物及び石垣以外の文化財に対する防災対策の進捗状況を確認することができない。当該対策の進捗についても評価できるよう、目標指標を見直しまたは追加することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
文化財課	<p>市所有の建造物及び石垣以外の文化財に対しても、優先順位を付けながら、災害対策事業を行ってまいります。</p> <p>なお、リスクシナリオ8-7は、市強靱化計画において、優先順位の高いリスクシナリオと選定していないことから、市強靱化計画上の位置付けについて、目標指標の見直しまたは追加をするよう検討してまいります。</p>		措置対応中

意見	<p>イ 耐震化工事の優先順位付けについて</p> <p>建造物または石垣の耐震化工事を順次進めているが、工事にあたっては、地域社会の理解や、学術上の貴重性、保護上の緊急度の評価などが必要である。また、工事自体も数年かかることもある。そのため、耐震化工事は一度に行うことは現実的ではなく、優先順位を決めたうえで計画的に実施する必要がある。</p> <p>この観点から、今後の工事予定を確認したところ、市強靱化計画策定時点では整備されていなかった、年度ごと・対象文化財ごとの計画表が、監査時点では策定されていた。一方で、当該計画表における優先順位付けの過程や、決定根拠について検討したところ、それらが十分にわかる資料は保存されていなかった。一度にすべての文化財の耐震化工事を実施できない以上、その順位付けには説明責任があり、定期的な見直しも必要であることから、適切な文書化が望ましい。当該文書化を通じ、市強靱化計画上の優先順位と、文化財保存計画地域計画などの他の計画上の優先順位が整合しているかを確認することも、あわせて重要である。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
文化財課	<p>市所有の文化財に対する工事の優先順位付けについて、定期的な見直しを行った際は、その決定過程や根拠について文書化します。</p> <p>また、文化財保存活用地域計画などにおける優先順位と整合しているか確認しながら事業を進めてまいります。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 市HPによる公開について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物長寿命化の施策を実施している。目標指標の1つとして「小規模改修（外壁、屋根）事業の実施率」が掲げられており、令和6年度までに実施率100%を目指している。</p> <p>具体的には、平成29年9月に策定された「浜松市公共建築物長寿命化計画（一般施設）」に基づき、平成30年時点の調査結果が、外壁D又は屋根C及びDの施設64件に対し、小規模改修による全件の改善（100%）を目指している。令和3年度末の進捗率は80%であり、小規模改修（外壁、屋根）事業の実施率は順調に推移している。</p> <p>ここで、「浜松市公共建築物長寿命化計画（一般施設）」や、対象施設一覧（329施設）の詳細は、市HPで開示されているが、具体的な調査結果が併せて開示されていないため、どの施設がC又はD判定となっているか、わからない状態である。</p> <p>「浜松市地震・津波アクションプログラム」の進捗状況の開示の観点からは、平成30年度時点の調査結果及び改善の有無等も併せて開示することが望ましい。また、当該観点を除くと、毎年、調査結果は更新されることから、平成30年時点の調査結果を開示する重要性は低いとも考えられるが、その場合は、最新の調査結果を開示していくことが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	<p>対象施設一覧（329施設）に外壁、屋根の劣化ランクを記載することが考えられますが、劣化調査結果は更新されるうえ、毎年度の改修工事実績により常に変動します。</p> <p>「浜松市公共建築物長寿命化計画（一般施設）」が令和6年度をもって計画期間終了となるため、次期計画策定に合せ、対象施設と劣化状況の開示方法等について検討していきます。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 施設点検報告書の作成支援について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。目標指標の1つとして「施設点検報告書の提出率」が掲げられており、毎年の提出率100%を目指している。</p> <p>具体的には、適切な施設管理の実現はもとより、安定的施策環境の確保を図るため、担当課は施設管理者による点検等保全業務の実施及び同報告書の提出を求めており、担当課は同報告書を基に、施設管理者による公共建築物保全の施策をフォローしていくことになる。</p> <p>各施設が作成した施設点検報告書を閲覧したところ、点検項目数や日常点検欄の記載量にばらつきがあり、網羅的に点検されているのか、また、点検結果が記載されているのか、わからなかった。</p> <p>各施設の構造や建築年数、延床面積、施設点検報告書の作成者等、同一のものではなく、施設点検報告書の作成者は毎年変わる可能性があることを踏まえると、施設点検報告書の記載内容にばらつきがあるのは当然といえる。しかし、できるだけ、誰が作成しても一定水準以上の同報告書が作成されるような環境を作る必要がある。</p> <p>担当課は、保全研修会等で、模範的な施設点検報告書の記載内容を共有・紹介するなどして、適切な施設点検報告書の作成を積極的に支援することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	所管課に一定水準以上の報告書を作成してもらうための取り組みとして、模範的な記載例を作成し、「施設点検報告書」を提出依頼する際に周知いたします。		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。目標指標の1つとして「保全研修会の開催」が掲げられており、施設管理者を対象とした保全研修会を年1回開催することを目指している。</p> <p>具体的には、担当課による保全研修会の実施を通じて、施設管理者が公共建築物の保全や長寿命化等について理解を深めるとともに、日常点検の実施に資する情報を提供することを目的としている。保全研修会の実施方法は、令和3年までは浜松市役所内会議室での集合研修であったが、新型コロナウイルスの影響、及びより多くの施設管理に携わる人に受講してもらいたいことから、令和4年度からは配信動画の視聴によるWEB研修に形態を変えて開催している。</p> <p>目標指標である「保全研修会の開催」は、公共建築物保全の施策の入り口であり、開催そのものが本来の目的ではない。現状、担当課としては、保全研修会には、公共建築物を所管する施設管理関係職員、及び施設を管理する指定管理者に受講してほしいと考えていることから、当該動画研修の受講者数を目標指標とすることがより望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	令和5年度末までに、目標指標を「施設管理関係職員及び施設を管理する指定管理者における動画研修受講率」に変更することを検討します。		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生に備えるため、公共建築物保全の施策を実施している。目標指標の1つとして「たてもの保全通信の発行」が掲げられており、建物や設備、保全に関する最新の情報を年4回発信することを目指している。</p> <p>たてもの保全通信は、写真や図を多用して、4ページほどにコンパクトにまとめられており、建物や設備、保全に関する専門知識がなくても、容易に読めるようにまとめられている。</p> <p>目標指標である「たてもの保全通信の発行」は、公共建築物保全の施策の入り口であり、発行そのものが本来の目的ではない。本来的には、担当課としては、たてもの保全通信を、特に公共建築物を所管する施設管理関係職員に読んでほしいと考えていることから、当該読者数を目標指標とすることがより望ましい。しかし、現状、たてもの保全通信は、コアら掲示板(庁内イントラネット)へ掲載されているが、アクセス数がわからない状況で、読者数が容易に把握できないことから、例えば、保全研修会のアンケート等で、たてもの保全通信を読んだことがあるか等を、施設管理関係職員に確認することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
公共建築課	令和5年度末までに、目標指標を「施設管理関係職員におけるたてもの保全通信を読んだことがある割合」に変更することを検討します。		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標の設定方法について</p> <p>当施策の目標指標は、「災害時多言語支援センター（以下、「支援センター」という。）設置訓練参加者数」であり、目標人数は100名である。ただし、「実績値」には、支援センター設置訓練自体の参加人数だけでなく、関連事業として公益財団法人浜松国際交流協会（支援センターの設置及び運営にかかる協定締結先。）が市からの委託事業により実施しているバイリンガル災害時多言語通訳ボランティア養成訓練への参加人数も含んでいる。</p> <p>市強靱化計画の策定過程においてどのようにこの目標指標を設定したか、ヒアリングを行ったが、詳細は不明とのことであった。そのため、この「防災訓練への参加者数100名」というのが、リスクを低減するのに十分な人数であるかどうかの判別がつかなかった。本来であれば、市強靱化計画の策定過程においては、市として、どのような状態であれば「外国人市民の方に大規模災害時でも必要な情報を届けることができ、リスクを低減できるか」というあるべき姿をまず検討すべきであり、そのうえで、必要な訓練参加人数を目標指標として設定すべきであった。</p> <p>現状の目標指標を継続するのであれば、上記の検討を改めて行ったうえで、何人程度の参加が必要と考えられるかを検討するべきである。</p> <p>また、年1回の支援センター設置訓練は重要であるものの、コロナ禍で参集型の訓練が難しいため、大規模災害時に外国人市民への情報提供をサポートする「バイリンガル災害時多言語通訳ボランティア」を、人数・対応言語・エリア等の観点から充実させる、という目標指標に変更または追加することも考えられる。また、リスクシナリオへの対応の観点から、情報提供の訓練が重要になるが、緊急情報の提供訓練は、現状は支援センター設置訓練とは別枠で行っているとのことである。これを前提とすると、現在の目標指標「支援センター設置訓練の参加者数」だけではリスクシナリオへの対応の良否を測ることができない。この点からも、目標指標を変更または追加することが望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
国際課	<p>本市は、RPAを活用した多言語による緊急情報提供システムを構築し、令和5年9月から運用を開始しています。</p> <p>外国人市民に対する災害時等の緊急情報について、多言語により迅速かつ正確に提供でき、リスクを低減できるかという観点から、市強靱化計画における施策を、同システムを有効に活用した体制づくりに見直すよう検討します。</p> <p>なお、施策の目標値としてシステム稼働率99.9%を設定し、進捗管理をまいります。</p>		措置対応中

意見	<p>ア 市全体における防災・危機管理等の女性人材の育成、登用について</p> <p>男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（令和2年5月 内閣府男女共同参画局）（以下、「ガイドライン」という。）によると、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じていた。ガイドラインは、7つの基本方針を示し、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進め、地域の防災対応力を強化することを求めている。</p> <p>市における女性が役員として参画している自主防災組織は令和3年度において76隊（9.5%）であり、決して多いとは言えない。また、ガイドライン内で「防災・危機管理担当部局の職員の男女比率を、少なくとも庁内全体の職員の男女比率に近づけるよう務める。」「地方防災会議の女性委員の割合を3割以上とすることを目指し、女性人材の育成、登用を進める。例えば、女性が多い専門職（保健師、助産師、看護師、保育士、介護士、民生委員等）は災害対応に深くかかわることから、こうした女性を登用する。」と記載されているが、令和4年3月末日における浜松市の防災・危機管理担当部局の女性は68人中3人（4.4%）、浜松市防災会議の女性委員は35人中3人（8.5%）と、ガイドラインが示す水準には程遠いのが現状である。</p> <p>このように、「自助」、「共助」を担う自主防災組織だけではなく、「公助」を担う市においても、防災・危機管理等の女性人材の育成・登用は進んでいない。人口の約半分は女性であり、女性の視点を反映することは、防災力向上に繋がると考えられる。市全体として、防災・危機管理等の女性人材の育成・登用が望まれる。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課	<p>避難所生活における更衣室等のプライバシー確保など、防災に係るあらゆる場面で、女性視点を取り入れることは必要があると考えます。</p> <p>そのため、市防災会議への女性委員の登用については、委員の推薦母体に対し、また女性職員の登用については人事担当部局と調整してまいります。</p>	○	令和5年度

意見	<p>ア 防災講座に参加した自主防災組織の把握について</p> <p>男女共同参画の視点からの防災対策の推進に関して、市は自主防災組織への防災講座を年1回開催している。目標指標の実績値100%は、年一回防災講座を開催し、当該講座内で自主防災組織の女性役員の積極的な登用をお願いしていることを意味している。なお、従来は会場集合型で開催していたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、浜松市公式YouTubeチャンネルによる動画配信の方法によっている。</p> <p>市としては、動画の再生回数は把握できるものの、どの自主防災組織が防災講座を受講したかの把握は行っていない。また、その再生回数は266回であり、令和3年4月1日時点では792隊の自主防災組織があることからすると、防災講座を受講していない自主防災組織が相当数あることが伺われる。</p> <p>自主防災組織の役員に女性を登用することは、地域防災力の向上に寄与すると考えられるが、その啓発はより多くの自主防災組織が防災講座の動画を視聴することにより達成される。防災講座を受講した自主防災組織の把握を行い、一律の対応ではなく、女性役員を登用していない自主防災組織への個別対応も実施することが望ましい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
危機管理課 UD男女共同参画課	<p>浜北区をモデル地区として令和5年2月25日に「災害事例から学ぶ女性の視点も踏まえた防災講座」と題して女性防災リーダー育成のための講座を開催しました。</p> <p>今後、他地区でも展開していく予定をしており、女性の視点での防災について意識啓発に努めてまいります。</p>	○	令和4年度

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>こらぼ講座は、企業、学校、地域などが男女共同参画にかかる学習会を企画する際に、講師を無料で派遣して行う。男女共同参画に関係した10のテーマが設定されており、主催団体がテーマ及び学習したい講座内容を選定し、市は講座内容に適した講師を派遣している。「防災」は、10あるテーマの中の一つである。</p> <p>こらぼ講座は、市民に男女共同参画の考え方を広める方法の一つとして、有意義なものである。一方で市が主催するものではなく、またテーマを市が指定できるものでもない。したがって、この「こらぼ講座」の開催数から、目標指標を設定することは難しい。また、講座開催数を目標指標とした場合、講座の実施さえすれば目標を達成したこととなってしまいう点からも、講座の回数を目標指標とするのは適切でない。</p> <p>内閣府男女共同参画局の資料（男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン）によれば、「女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点から災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須」とされている。これをリスクシナリオと関連付けると、「災害に対する意識を男女ともに高く持ち、避難行動をとることができる」「災害時にだれもがDV・性暴力・虐待などを受けることがなく、安心して避難をし、復旧・復興に取り組むことができる」状態が当施策の目指すべきところである。</p> <p>危機管理課が集計している「女性が役員として参画している自主防災組織の率」といった、より「防災」と「男女共同参画」を直接的に結びつけた指標の方が適切である。また、個別で、当講座についての目標指標を設定するのであれば、単に年に3回という回数を目標指標とするのではなく、講座参加者の満足度など、講座の質の面を目標指標とする方が望ましい。</p>
----	--

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
UD男女共同参画課 危機管理課	目標指標の設定の見直し及びNo.132市民向け講演会との施策の統合について検討いたします。		措置対応中

意見	<p>ア 目標指標の設定について</p> <p>年に1回、市民向けに男女共同参画の視点を生かした防災に係る講座を実施しており、目標指標は年1回となっている。当講座は平成30年度の国土強靱化計画策定以前から継続して実施しているため、目標指標達成率も常に100%となっている。</p> <p>防災講座は、男女共同参画の視点を生かした防災の考え方を広めるために、有意義なものではある。しかし、現状の指標の測定方法では、講座の実施さえすれば目標を達成したことになってしまう。したがって、当指標では、男女共同参画の視点を生かした防災の取り組みが、どの程度・どのように行えているかを確認するためには、不十分である。</p> <p>男女共同参画の視点を生かした防災の取り組みが進んでいるかを測定するための目標指標としては、危機管理課が集計している「女性が役員として参画している自主防災組織の率」といった、より「防災」と「男女共同参画」を直接的に結びつけた指標の方が適切である。また、個別で、当講座についての目標指標を設定するのであれば、単に年に1回という回数を目標指標とするのではなく、講座参加者の満足度など、講座の質の面を目標指標とする方が望ましい。</p> <p>上記を踏まえると、当施策とNo. 101（こらぼ講座の実施）の施策は、内容が「男女共同参画の視点からの防災についての啓蒙のための講座実施」という点でほぼ同一であり、また目標指標も同一になる。したがって、国土強靱化計画上は、両施策を一本化することも検討されたい。</p>
----	---

対応方針

主管課	対応への考え方	区分	措置等決定年度
UD男女共同参画課 危機管理課	目標指標の設定の見直し及びNo.131学習会への講師派遣（こらぼ講座）との施策の統合について検討いたします。		措置対応中